

にしております。それから脊髄損傷で患者の完全給食、完全看護をやつておる病院でございますが、それにさらにつき添いの看護婦を二人について一人のつき添いを特別認めてございます。それから鬼怒川でございますが、けい肺病院につきましては、これは特別にけい肺の治療が医学上まだよくわからぬということで、その試験研究の診療も加えて一点単価を十二円五十銭としております。そのほかは、労災保険の診療につきましては、すべて甲地域、乙地域によつて十二円五十銭、十一円五十銭でやっております。それから健康保険の患者につきましては、厚生省所定の健康保険単価でやっております。それから一般につきましては、先ほど各病院大に於いて健康保険に準じてやつてはいるはずであると申し上げましたが、東京につきましては、社会保険患者以外の患者につきましては、一般のものについて十五円でございす。そのところが東京と中部、これは名古屋でございます。それから山口、そのほかのところは大体十一円五十銭、十二円五十銭でやっております。――岩見沢が十五円でございす。それ以外のところは大体甲地域、乙地域によつて一般の患者につきましては健康保険単価でやっております。

○滝井委員 今労災病院の患者の治療費の受領の状況について説明をいたしましたが、労災病院の入院患者を調べてみると、先日のお客では、健康保険関係が三六・八%で、その他が七・五%、こういうことではございす。入院がすべてを入れて一日六百三十円ということではございす。これが、

これは厚生省にちよつとお尋ねしたいのですが、健康保険では入院をした場合に、現在食事がついていて二十と七点、それに完全看護がつくと四と四つ、寝具がつくと三と三つ、いたと思ひますが、そうしますと三と四点になります。その場合に、完全給食になったときには、それに三と三つに計算することになるのですか。

○小山説明員 仰せの通りでございす。

○滝井委員 そうしますと、労災病院の――これは完全看護、完全給食で、寝具も貸してゐるとすれば、幾ら取つてゐることになっておりますか。健康保険の通りだということではございす。健康保険の入院患者で幾らお取りになつてゐるのか。注射、投薬を除いて、いわゆる入院だけで。

○三治説明員 ちよつと今調べて御返事いたします。

○滝井委員 それでは次の質問にちよつと移りますから、その間に調べておいて下さい。

そこで今度は厚生省に移ることになるのですが、厚生大臣にお尋ねをいたしたいのですが、御存じの通り、現在全国で労災病院が二十四になりました。従つて、職業補導施設その他失業保険関係の施設を加えますと、相当膨大な施設になつてきたわけでは。従つて労災協会というより一個の財団法人に二十四にもなつた大きな病院をおまかせしておつては、なかなか運営その他がうまくいかない。従つてこの際労働福祉事業団というものを作つて運営をうまくやつていこうというためにこの法律はできることになつたのです。が、事業団のこの法律を見ると厚生大

臣という言葉は一つも出てこないのです。一体厚生大臣と事業団との関係はどこにあると大臣はお考えになるのかどうか。

○神田国務大臣 お尋ねのことは、厚生省といたしましては現行医療法の関係でやはり一般的な監督と申しましようか指導と申しましようか、そういう関係においてある、特別に事業団ができたから何かそこに新しい監督規定とかそういうことがあるかということではあります。そういふことには考へていない、こういうことにならうかと思つております。

○滝井委員 どうもちよつと声が小さくてはつきりわからなかつたのです。が、大して関係がないような意味の御答弁のようであつたのですが、労働省にお尋ねしますが、今まで労働省は労災病院の配置の基準というものを持つておそろく二十四所の病院を作つたと思ふのです。二十四所の労災病院がどういふ配置になつておるか私はずまびらかにいたしません。あとでこの二十四のものが全国的にどういふ配置になつておるか資料として出していただきたいとともに、現在労災病院が二十四でございす。その二十四の配置をするときにどういふ基準をもつて配置をしたのか、その配置基準をまず御説明願ひたい。

○伊能政府委員 病院の性質上、労働者が相当集積する地域、また工場その他事業場が相当集積する地域、同時にそういうものに対する公的医療機関の配置の状況、こういうようなことを勘案いたしまして所在地を決定するといふ標準で参つております。

○滝井委員 配置の基準は労働者が集積的に住まつており、同時に工場、事業所が密集してゐる公的医療機関の配置をある程度考えながら作つていたといふ大ざつた基準が出て参りました。そこでそういう配置の基準に従つて――労災病院を一つの例にあげていくので労働省には少しお気の毒なところがあるかと思ひますが、これは他の病院もそういう傾向があることは同じでございすので、一応労災病院を中心に質問をしていきますが、配置の基準がでけるとそれによつて労災病院をお作りになる、公的医療機関の分布の状況も考えた、こういうことではございす。労働省は厚生省に医療審議会といふものがあることを御存じだと思ひますが、労災病院を設置する場合に医療審議会にお諮りになつたことがあるかどうか。

○三治説明員 厚生省のその審議会には設置の前にかけたことはございせん。

○滝井委員 厚生大臣にお尋ねいたします。吉田内閣以来特に医療保障の六カ年計画、その後五カ年計画、四カ年計画といふものが作られて参りました。その内容については非常に多くの変更を見て参りました。しかし医療保障の全般的な計画を通じて一貫をして流れておつたものはどういふものであつたかといふと、まず第一に疾病保障の拡充強化ということ、二番目にやはり医療機関の整備といふものがあがつてゐる。三番目に結核対策、四番目に精神衛生対策といふものが医療保障の充実完備という項目の中にあがつてきた。厚生省はこういう四つのものを中心にして――いろいろそこで

作る数、対象の人員等はそれとときの政治情勢、大蔵省との予算の折衝の状況等によつて違つて参りましたけれども、とにかく医療保障をやるためにはその四本の柱を中心に論議をしたことは確実なことです。そうしますと、医療保障の充実完備の中における医療機関の整備といふ点について全く、今労働省の方の所管に属する、今回この事業団の有力な財産として供出をせられていく労災病院の建設については、医療審議会には何ら相談をしていない、こういう実態なのですね。こういうことで医療保障の充実完備、しかもそれが系統的にできるかどうかといふことな

のです。この点一厚生大臣は何をしておつたかと言わなければならぬ。こういう実態だといふと、これは大臣も御存じのように、医療機関の整備をやるために公的医療機関といふものが医療法でございす。これは三十二条で「厚生大臣の諮問に依つて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。」こうなつてゐる。そうすると労災病院は医療機関ではないのかといふことになる。医療機関ではないのか。

○神田国務大臣 どうもまだ在任短か

く、はなはだ恐縮に存じておりますが、今の滝井委員のお尋ねでございす。従来は取扱いの例を申し上げますが、公的医療機関を省いてゐるといふような考え方であつたのでございす。これがいいか悪いかは今後の研究によつて一つ善処いたしたい、こう考へております。なお今の福祉事業団の問題につきましては、今あるものの組織変えといひましようか、そ

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

た制度上の変革をしようということではございまして、私どもは実質上の変革になったとは考えておらないのでございまして。そういう意味で医療審議会にかけるといふようなことまでは考えておらなかったわけでありまして。なお政府委員から一つ答弁させることにいたしましたと思ひます。

○滝井委員 今の答弁で十分でございます。医療審議会に公的医療機関がからぬということ、これは重大です。今大臣の御答弁のように公的医療機関はからぬのだ、そんなばかなことではない。それからこの法案は過去のものであつて将来のものではないと言ふけれども、この予算を御存じの通り、ことしの労働者災害補償保険特別会計の中を見ますと、病院等新増費十二億二千百六十六万三千円というものがあつて、拡充整備二十カ所と書いてある。これだけ予算化してあるわけですから、従つてこれは今後ますます拡充強化されていくものなんです。しかもこれは非常に労働災害その他が増加している最近の傾向から言へば、拡充をしなければならぬ施設なんです。従つて、大臣これは過去のものだけ運営するという機関ではない。今後これを中心にしてどんどん拡充をし、末広がりにするのだ、労災協会だけにまかしておつてはいかぬ。だから事業団法三十八条においては「建築基準法その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。」となつてゐる。国と同じなんです。こういう国と同じような大きな取扱いをするものを今後作っていくのに、内閣の重要な柱である厚生大臣に相談もしない、

あなたの監督下にある医療審議会にもかけないで勝手にどんどんやつて行く。厚生省はこれじゃあつてなきがごとしです。しかもあなたの方の医療保障の四カ年計画なり五カ年計画で一番大事なこととは何か、病院の整備なんです。病院の整備の中であなたの方のたつておられるものを見るとどういふことになつてゐるかといへば、当然公的な基幹病院の整備というものがあつて、もしそれならば、東京のどまん中にどっかありと労災病院ができたとして、これは公的な基幹病院ですよ。これが公的な機関であるかといふことを実は私は税制との結びつきで昨日来論議をした。それはどうしてかといふと、どういふ診療報酬の支払いが行われてゐるかによつて、公益性があるかどうかを見たかたつたのです。きよりの御説明はまだ少し残つておりますけれども、まあ公的機関という範疇に属するといふニュアンスが非常に強いということとは明らかなんです。それでどっかありと労災病院ができた場合、あなたの方の公的医療機関の整備計画との関係が無視されてしまつて、あなたの方の整備計画は立たないですよ。こういう重要な点の相談がされない。しかもそれは厚生大臣の監督下にある中央医療審議会にも相談をされないから、おそろく地方の審議会にはなお相談をされてないだらうと思ふ。こういうことでは日本の病院の計画などというものはめちゃくちゃです。そういうことがいいというならば何をか言はんやです。しかもあなたの方の所管下における公的医療機関の代表的なものである赤十字といふものは、営利の追求にあくなくともであるといふ実態が現われて

きた。まるつきり日本の病院行政というものはなつていない。公的医療機関が営利の追求をやつて税金を免除してもらふ。しかも公的医療機関の整備計画を作りながら、公的医療機関の最たるものになりやうな事業団の病院というものが、厚生大臣にも相談されずに作られておる、こういうことならわれわれは質問をする気にもなれないのです。

○神田国務大臣 先ほど私がお答え申し上げたことは少し言葉が足らなかつたやうでございます。今言つた労働者の労災病院の建設等については、厚生省には相談があつたが、厚生省が審議会にかけてない、こういうやうな事情に聞いております。

○滝井委員 そうしますと、労働省は厚生省に相談をした、ところが厚生省がそれをかけなかつた、こういうことなんです。そこらあたりの責任の所在がどうもばやけてきませんが……

○伊能政府委員 先ほどの一番初めの御質問は、医療審議会にかけたかといふ御質問だったので、私の方は医療審議会へかけてくれといふことで、厚生省に連絡しませんでした。こういうところから病院を開設したいといふ連絡はしておるのであります。かゝる厚生省との連絡は十分しております。先ほど何か厚生省を無視してやつてゐるというやうな御質問でありましたが、無視するどころじゃない、開設に当つては十分連絡をしてやっております。医療審議会にかけられておらないといふことは、厚生省のお取扱いの問題だと思つております。

○小澤政府委員 ただいま大臣から申し上げました通りでございますが、厚

生省にあります中央医療審議会は、具体的に病院の配置計画をするのではございせんので、たとえば人口対比でどれくらいベッドを何カ年計画で整備すれば適当であるかといふたような原則的なことを審議するのでござい

ます。それから都道府県に設置してあります医療審議会は、これは知事の監督に属しまして、その県内に設立される病院の配置計画等を中央医療審議会に示された基準に合せて適当に考慮いたしまして、病院の配置について開設しようという者に対して適当なアドヴァイスをするという役目になつてゐるのでござい

ます。次に国鉄病院とかその他の官立の病院は、事前に厚生省と各省間におきまして話し合ひが個別につくものでござい

ますから、一々その県におろしまして、その審議にかけるといふ手続を省にしている次第でございます。

○滝井委員 そういふ労働省等の施設といふものは各省で勝手に、おれはおれに作るぞといへばあなたの方には無条件でオーケーだ、こういう形になるわけですね、その通り了解して差しつかえありませんか。

○小澤政府委員 もちろん特殊の職域の職員のみを対象とするところの病院は、その職域の特殊性に依りまして、そして協議に依るという建前になつております。特殊の職域の職員のみを対象とする、たとえば鉄道の従業員のみを対象とするといふやうな病院がござい

ます。それから一般的に開放されてゐる病院でありまして、これは全体の病院の配置計画とあわせて相談をいたします。しかしながら現行の医

療法の建前は、医療法上設備その他におきまして適法の構造、設備等を持つておりますならば、許可せざるを得ないといふことになつておりますので、最終的にあくまで厚生大臣がこれを拒否することは事実上できないわけでございます。

○滝井委員 私の実情は拒否はできないと思つております。しかし私的医療機関と違ふのです。あなたは一般に開放されてゐるのかどうか、一般に開放されてゐるならば当然これは医療審議会の対象になる、こういう解釈です。そうすると労災病院あるいは年金病院——あなたの省の年金病院でもよろしい、これは一般に開放されてゐるのかどうか、どういふ認定をされておりますか、これは医務局長にお伺ひします。

○小澤政府委員 私ども相談を受けましたときは、それは主としてそれぞれの特殊対象を主たる対象とする、年金なら年金の被保険者を主たる対象とする病院といふことで、御相談を受けてゐるわけでございます。

○滝井委員 半分が労災関係で、半分が健康保険と一般ですね。そうしますと、これは健康保険の關係からいへば、この前の健康保険法の審議の過程を通じて明白になつておつたやうに、一人でも一般の患者を見るものは、これは健康保険法の四十三条ノ三の一号に當る知事の指定するものに當つてく

る。何れこれは一般の病院と變るところはないはずである。それをもつて一般の病院と違ふといふことは言えないと思ふのです。しかも、厚生大臣は、年金病院や労災病院といふものは公的医療機関と認めるかどうか。

○神田国務大臣 年金病院等につきましては、一般に開放しておらないという建前をとっておるのでございまして、これは公的医療機関として認めてないという取扱いをしております。

○滝井委員 労働省にお尋ねします。お聞きの通り、あなたの方は公的医療機関じゃないんです。一般に開放してないという建前をとっている。それとしますと、この三六・八%の健康保険の患者と、七・五%のその他の患者は、どこからきておるのですか。

○小澤政府委員 私、先ほどの言葉で表現の非常にまずい点がありましたので、言い直しをさせていただきますのでございませうけれども、一般に開放するしないという表現が不適当だったと思います。主たる任務が、労災対象あるいは被保険者対象、あるいは特定の職域対象であるということございまして、もちろん医療機関でありますから、余力があれば、その余力をもってその地方住民の診療に任じていただくという事は、これは日本の医療の上において喜ばしいことだ、かように存じておる次第でございます。

○滝井委員 主たる任務が労災の患者の対象だということであって、まあ私はそれでいいと思います。しかし、これは公的医療機関でないということなんでしょう。労災協会というものは公的医療機関じゃない。そうしますと、一般の患者を見たものについては税金がかかってなければならぬ、この理論が出てくるのです。今度は税金がかかる……。

○小澤政府委員 なお、公的医療機関は、実は国の設置経営するものは公的医療機関からはずしてございます。それは特別な規制をしなくても、各省の話し合いにおいてそれぞれ公的な使命を果すことができるからはずしたものでございまして、国の設置する以外の、日赤、済生会等について、公的医療機関たる規制をやっておるわけでございます。

○滝井委員 どうもそこになると私はわからなくなるのですが、国が作っても、労災協会とか、それからあなたの方は厚生団とか、それから結核予防会なんかも、みな病院をやっているのです。それで、あなたの方の厚生団、年金の病院というものは——大体年金病院というのはいくつか入っているのですか。

○小山説明員 年金病院の患者は、大別いたしますと、健康保険関係の患者が全体の半数ぐらいでございます。それから船員保険とか国民健康保険あるいは共済組合、こういったようなものを合せました社会保険関係が、大体三五%程度、従って残りの一五%程度が自費診療、こんなふうになっております。

○滝井委員 年金というのは、労働者がみんな積み立てて、そして自分たちの老後の安定をはかるためにしているのが目的ですね。そうしますと、これは労働者の積み立てたもので、今度は労働者の健康を守るための施設を作っているわけですね。ところが別に健康保険組合なり政府なりは、政府管掌の健康保険でみんな病院を持っているのです。二重になっている。目的は、厚生年金を主たる目的としておるのであつて、疾病というものは別に健康保険というものがあつて、そうすると、年金というものは病院が目的でな

いのにもかかわらず、そういうものを作っているのです。だから、主たる任務が労災だということになれば、明らかに労災による費用というものがあつてくるのです。これは病院がその主たる目的とすればよくわかるのです。年金はその理論でいくとはつきりしてこない。そうして、年金は公的医療機関でないというなら、一体年金病院というものはどういふことになるのか。われわれは、病院というものは公的医療機関と私的医療機関と二本しかないのだというものを考え方をした。ところが、今度は公的医療機関と私的医療機関のほかに、第三の範疇があるということがわかってきた。その第三の範疇に属する病院というものは、全国で見たら、医務局長の所管でどういふものがあるか。公的医療機関と私的医療機関に属さないもの、その第三のものを尋ねる前に、まず公的医療機関というものは、医療法の三十一条で定義がしてあります。「この章において、「公的医療機関」とは、都道府県、市町村その他厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。従つて、都道府県や市町村の開設するものは、これはわかります。「その他厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所」というものは、どういふものをいうのか、まずこれを聞いてみれば、それ以外のもので、公的でもない、私的でもない、いわゆる第三の範疇に属するものになつてくるわけですね。まずここをお尋ねしてみたい。

○小山説明員 ただいまのことにお答えがある前に、若干補足させていただきます。主として疾病保険関係から見た利用率の概略を申し上げ

たわけでございます。もちろん年金病院につきましては、先ほどお話がありましたように、主たる任務は年金保険の受給者に対する給付というものを目的としておるわけでございますので、そのようなものは別にあるわけでございます。それは数から言いますと、その多い割合はございませう。全体の三%内外ではございますが、実質的には非常に重要なものでございまして、年金保険法の七十九条によりまして、障害年金の受給者に対する各種の厚生医療の措置をやるのでございませう。これは御承知のように、整形外科の分野でも、非常にむずかしい手術が多いのでございまして、それをやる病院がなかなかないというよりなこと、主としてそういう役割を担わせるものとして年金病院ができておるわけでございます。あわせて、ただいま申し上げたような仕事をやっておる、こういう事情でございますから御丁承願いたします。

○滝井委員 前の、三十一條の大事なことのお答えがないのですが、その前にあなたの方に反論しておきますが、厚生年金に災害補償がある、その災害補償などで、いわゆる整形外科には非常にむずかしい治療があると言つても、それは労災病院の方がそう言つてゐる。労災病院が、その整形外科を専門に今後一生懸命にやるんだというのを、災害というものは外科というものを、内科的な疾患というものは少ない。だから厚生年金のその役割と、労災病院の役割と偶然一致しているわけになる。整形外科は、厚生年金よりもむしろ労災の方が専門に

やつてゐる。整形外科の専門はそこだといへば、日本では労災病院だというのは常識ですよ。厚生年金病院が整形外科の専門だといふ人は少ない。

○小山説明員 先生がおっしゃいますように、労災病院がその方の一つの大きな役割を営んでおりますことは事実でございますが、同時に業務上の障害によらない障害というものが相当あるわけでございます。これは申し上げるまでもなく厚生年金の系統において障害年金として処理されておるわけでありませう。そういうような人々に対するものを年金病院が担当しておるわけでございます。年金病院と労災病院はいわばそういう整形外科に対する大きな二支柱とでもいふべきものになつておるわけでありませう。

○小澤政府委員 公的医療機関は、都道府県、市町村立の病院のほかに、ただいま日赤病院、済生会病院、厚生連の病院、これを指定しております。それ以外のものは指定をしておりません。と申しますのは、これは一般の人に平等に病院を利用させることを建前とし、かつその限内にあるいは国内にそれぞれ同種の病院がありまして、互いに相寄り相助けて公的的使命が達成し得るに違ひない、こう思われるからでありまして、個々の病院ではなくして、それだけの力を備える病院に対して公的医療機関として指定しておるのでございます。なお、国の開設し経営する病院を公的医療機関からはずしてありますという事は、特に医療法において国の開設する病院を公的医療機関として指定し規制しなくとも、国みずからはそれぞれの任務によつて公正

な二支柱とでもいふべきものになつておるわけでありませう。

す。診療所を持っています。それから

今度は国鉄事業団法というものができ
てきます。各所でそういうものを作り

のです。私は労働大臣が来たら尋ねる

も来ない。これは内閣がその方針でい

いと思う。今の状態を見ても支離滅裂でまらばらです。それを病院行政の一

元化に関して閣議の決定をして、内閣の方針を出してもらいたいということ

です。それを出してもらえりような主張を閣議でおできになるのかどうか、

依然として各省にまかせる、野となれ山となれということなのか、その点大

臣の確信のほどを一つ伺いたい。

○神田国務大臣　ただいま滝井委員の

御指摘のように、病院が今まではいろ

使命をもってその目的を達成するため
に専念されてきたものと私は思います

す。そこでいよいよ国民皆保険を一つやろ、現行医療法においてもいろいろ

る地域的偏在の問題が大きな問題になつてゐる。そこで適正化をはかる上

りなことも考えなければならぬ。いろいろなことでございまして、医療法の

か。先般国民保険の改正案を国会に提案しやりと、やりよりの意図を持つ

て、実は作業を始めた際にもそりいりことを大きな一つの項目として取

り上げたわけでございますが、先般
もこの点お答え申し上げましたよう

に、いろいろの資料等もまだ十分整理ができませんので、国民保険法の改正

を来国会に見送った。この国会にはそ

の整備をはかると同時に、皆保険実施上の不便等を除くために諸般の法的整備も考えよう、こういうことになっておるわけでございます。今お尋ねのようないくつかの議題については、閣議におきましていろいろの議論にたいしては、さういふか、議題になつて申し上げておるような次第でございます。そこで今御審議願つておられます労働省関係の福祉事業団でございますが、これにつきましてもいろいろの閣議におきまして御説明が担当大臣からもございまして、今の労働省関係の労働病院の管理がどうも適当でないと思ふ、さういふか、より以上な効率をあげるという意味からいって公団組織にして、さうして所要の目的を達成したい、これがいいか悪いかについては今御議論もあるやうでございますが、当時の閣議の御報告によりますと、これは一つのテスト・ケースとしてやらせてもらいたい。この方法によつて自分たちは確信ある経営ができると思つておる。この経営がよかつたならばそれぞれ鉄道なり、その他いろいろの仕組になつておる病院の経営者が、これを一つ考へてみるのが方法でなからうか、さういふふうな御説明でございまして、私もこの段階においては一つ労働大臣の説明を承けて、十分な成果をあげることを期待してさういふことになつたわけでございます。そこで問題は今のことがうまくいくとも考へて私も納得いたしましたわけでございます。御疑念のあることについては十分一つこれを御説明申し上げまして、御疑念を取り除いていくことに努力しなければならぬわけでございます。

て、将来の問題といたしまして厚生省なりあるいは運輸省がそのモデル・ケースの成果によつてやるかやらないかということは今後の考えにあるわけでございます。しかしいづれにいたしまして、現行医療法においてはこの病院の地域的偏在というものがどうしても是正できない。この問題が今日の国民医療の問題として、急速にさういふたものを取り除いてよくしなければならぬというところでございまして、私もこの問題とこれは関連するしないは別といたしまして、この際医療法の改正というものをどうしても考へなければならぬのじゃないか、さういふような考へをもちまして、資料その他を集めて十分国民保険法の改正と関連して考へてみよう。さういふことに相なつております。ただいま滝井委員から地域偏在、あるいは国の病院の建設等に当つて、厚生省が一元的な考へをもつて十分な連絡なり、あるいは有力な発言権を持つことによつて、医療行政の完璧を期するよりに、閣議の議題として了承を得ていこうというやうな意味に承つたのでございまして、今私が申し上げておられますように、さういふことは十分念頭に置きまして、病院の適正配置というものは、政府といたしましてはこれは喫緊のことであり、当然のことであるから、さういふ線でもつていきたい、さういふことに相なつておられますので、さういふ御了承を願ひまして、この法案は御審議を進めていただく、さういふことに一つ御了承いただきたいのでござい

す。

○滝井委員 いや、私はこの法案の審議は進めたいというのじやありません。この法案を審議するに當つて、やはり病院行政の一元化というものの内閣の基本方針がなければ、さういふものがどんでんきたら大へんです。私はむしろさういふものを作るならば、内閣に全国の国立病院も何も集めて、さうして病院事業団法というものを作つたらい、それなら賛成します。さうしてそれを厚生大臣がある程度内閣総理大臣と話し合ひながらしていくというのなら賛成します。しかし労働省だけにさういふものがぼつんとできるというところは承でないのです。さういふものが一つできればこれは一城郭を築きます。城郭を築けば、今度は他の城郭ができることは明らかです。あなたの方は、厚生団といふは、財団法人厚生団です。ところがこれは作らないといふことを安田さんがこの前言明された。あなたの方は作りますかと言つたら、いやわれわれの方は作る方針じゃありません、厚生団はやらぬと言つたでしよう。今のところはやらぬという方針——この前はさういふ御答弁だつたと思ひますが、これは間違つておればやり直します。私はさういふ理解をしておつた。厚生省の年金病院といふものは、厚生団といふものは、大臣の答弁ではテスト・ケースとしてやらして、よかつたらまたやるのだというやうなことになる。さういふのだけれども、私はさういふ工合にテスト・ケースがよかつたらやるのだといふことになつたら、城郭ができて大へんです。だからさういふことになれば各省みな作ります。さういふことでは病院行政がうまくいか

ない。だから私は病院行政の一元化に關する閣議決定なんかしてしまつて、それで大体内閣としては病院行政を今後どういふ工合にやるかという基本的な方針がきまらなければ、われわれはちよつとやりにくい。厚生大臣ができれば、次会には岸総理を呼んで、さういふことを私はやります。これは非常に大事です。これがもしさういふ形になれば、今は時間がありませんから、今度は国民皆保険と事業団との關係を私は尋ねる。次会にはそれを尋ねますが、大臣の方で、今後病院行政をどういふ工合に運営していくのか、その内閣としての基本方針は一つ出してもらいたいと思ふ。今ないでしよう。それを出してもらえないといふことになれば、次会には岸総理を呼んで、これは岸総理に直接尋ねます。

きょうはさういふにしております。

○八田委員 関連。今滝井委員から病院行政あるいは医療行政の一元化というお話があつたのですが、行政と所管事項とは明らかに区分して考へるべきだと私は思ふ。もしも滝井さんのやうに病院行政を一元化しなければならぬといふことになると、所管事項の問題との関連を十分に考へていかなければならぬと思ふのです。厚生大臣の先ほどの答弁にありましたように、私は病院行政の一本化に対しては適正配置がその前提になつておるのです。これについては大臣からはつきりと、適正配置について十分に考へてその対策も考へるという話があつたやうであり

ますから、私は病院行政の前提条件は厚生大臣の明言によつて必ず達成されるものと確信しておるわけです。病院行政の一本化を主張するならば、私は水道行政の一本化も言わなければならぬと思ふ。行政と所管事項とは明らかに区分して、さうして行政を立てていくことが制度化として正しいのであつて、これをこつちやにしてやると、衛生の発達の中から考へていろいろと文句が出てくるわけでございます。この点私の意見も参照されましていろいろと御考慮されんことをお願いしたいと思います。

○滝井委員 私の言ひのを間違えておるといふか、さういふこと。今の私の病院行政の一元化といふことを少し意味を取り違へておるやうであります。労働省の所管の労働病院を厚生省に移せといふ意味ではございません。それはたとへば設置をする場合、適正な配置をどうするかといふときに、労働省が言つてきたらそのまゝオーケーをするといふことでなくして、全国的な病院の状態を把握しているのは厚生大臣なんだ、従つて厚生大臣はその地区に労働病院を作ることが適正な配置であるかどうかといふ認定を手えて、そこに作つてよろしい、いけない、さういふ行政を言うのであります。さういふゆる監督行政なんです。それを私は病院行政の一元化と言ひます。今運輸省なら運輸省で勝手に作ります、それから郵政省は郵政省で作ります、都道府県は都道府県で勝手に作ります。大きな県立の病院のある横に大きな年金病院ができていく、その横に鉄

道病院ができていく、こういう国費の二重、三重のむだな投資が行われていくということなんです。これを正すためにはやはり内閣としてその基本の方針をきちんときめて、作る場合には厚生大臣なら厚生大臣の許可を得なければならぬのだという基本方針がきまらぬというところに問題がある。今の態勢では、言うてきたものは全部作らせなければならぬという形です。従ってそういう面を明確にして、内閣としては厚生大臣と協議しなければだめだ、こういうことでやってくれという意味なんです。従ってそういう点を一つ閣議で基本方針をきめてくれ——神田さんがきめられぬと言うならば、次会に岸総理を呼びますということなんです。

○小島委員 私は関連して資料を少しお願いしたいと思つてます。名古屋に労災病院ですか国保の病院ですか、二つ同じ場所にあるところがあると思つてますが、その開設以来の労災にかかっている人間、あるいは普通一般人、健康保険にかかっている人間、その割合と、それから現在の病院の能力といふか、たとえば病院の病棟があいているとか、病床があいているとかあいていないとかいう数字の詳しいものを一つ……。

○滝井委員 私も次会に要求しようと思つたけれども質問の都合がありますから御要求しておきますが、各別に病院、診療所をお示し願いたい。これは大して多くありません。それから三公社五現業関係も同じです。これは国から、各省別それから三公社五現業関係の病院の一覧表をお願いしたい。そしてその中で特に一般に開放しておるものとそうでないものと分けたものをお願いしたい。

○神田国務大臣 先ほど私がお答え申し上げたのですが、なお徹底を欠いてるようならいざがございすので、もう一度滝井委員の質問等に関連して政府の考えを申し述べたいと思つてます。

国民皆保険を進めていくために国民保険法の改正をしよう、さらにまたその前提といたしましては、どうしても病院の地域的偏在というものを直さな限り所期の効果が上らないことは当然のこととございす。そういう建前をも考慮いたしまして現行医療法の改正も考えたい、こういうことも厚生省といたしましては懸案として取り扱つておるわけとございまして、閣議等におきましてこれらの点につきましてしばしば閣議了解と申しますか話題としておるのでございまして、滝井委員が非常に御心配になつておられますことは私も、同感のこととございまして、そのように進んでおるのだといふふうに御了承願いたい、こういうことなのでございまして、先ほど表現の仕方があつたのは弱かつたのか、回りくどかつたのか、十分でなかつたような気もいたしますが、それは滝井委員から述べられておるようなことは全く同感のことと、そういうような方向で改正のことを取り上げていきたい、こういう意味でございすから御了承願いたいと思つてます。

○藤本委員長 それでは午後二時半まで休憩いたします。
午後零時三十八分休憩

午後四時三十五分開議
○藤本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件(国鉄労働組合関係)(内閣提出、議決第二号)、同じく(日本国有鉄道機関車労働組合関係)(内閣提出、議決第三号)、同じく(全国電気通信労働組合関係)(内閣提出、議決第四号)、同じく(全通信従業員組合関係)(内閣提出、議決第五号)、同じく(全国特定局従業員組合関係)(内閣提出、議決第六号)、同じく(全専売労働組合関係)(内閣提出、議決第七号)、同じく(全印刷局労働組合関係)(内閣提出、議決第八号)、同じく(アルコール専売労働組合関係)(内閣提出、議決第九号)、同じく(全造幣労働組合関係)(内閣提出、議決第一〇号)、同じく(全林野労働組合関係)(内閣提出、議決第一一号)、以上十件を一括議題とし、審査を進めます。まず趣旨の説明を聴取いたします。議決第九号について、長谷川通商産業政務次官。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件(アルコール専売労働組合関係)
公共企業体等労働関係法の別紙規定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により国会の議決を求める。
昭和三十三年四月六日
仲裁裁定第十号
仲裁裁定書
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第十号
裁定
関係当事者
申請人 東京都千代田区霞ヶ
町三の四
通商産業省
通商産業
業大臣 水田三喜男
相手方 東京都千代田区三
町一
アルコール専売労働組合
中央執行 武司 獅郎
委員長

昭和三十三年三月十五日付三三輕第四〇〇号の二により、申請人から申請のあつた、「アルコール専売労働組合の要求に係る、昭和三十三年一月以降の新賃金に関する紛争」につき、本委員会は、左のとおり規定する。

主 文
一、昭和三十三年四月以降の職員俸給は、職員俸給の予算単価に一人平均千九百円を増額した金額の範囲内で、両当事者協議の上、決定実施すること。
二、扶養手当の増額(五割増)要求については、一般職の国家公務員および他の公社現業庁職員の給与と較べて、アルコール専売事業関係職員についてのみ異例を設ける理由は認められない。
三、最低賃金の要求については、その趣旨は、了解されるところもあるが、特にここで裁定することの必要は認められない。
四、本裁定の実施に当り、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理 由
一、職員俸給の予算単価に一人平均一、〇九〇円を加えることとしたのは、昭和三十一年度を起点とする上昇率において、一般職の国家公務員との均衡を考慮したものである。すなわち、昭和三十一年度における公務員の給与改訂後の予算単価一六、〇〇〇円は、昭和三十一年度予算単価に比し、一六・二％となるが、アルコール職員の本裁定実施後の予算単価一六、一一〇円は、昭和三十一年度予算単価に比し、一六・二％で、同率の引上げとなる。昭和三十一年度を基準にとつたのは、昭和二十八年九月二十九日の仲裁裁定による昭和二十八年年度補正予算の水準が、同じ昭和二十八年年度補正予算における公務員の給与水準を下まわつたため、昭和三十一年度予算において、その不合理が是正されたので、この時点をとるのが、合理的と考えたからである。また、実行単価の推移においても、右の不合理が完全には是正された昭和三十年七月と、昭和三十三年四月、すなわち、公務員の給与が改訂され、アルコール職員についても本裁定が実施された後とを比較すると、公務員にあつては、一一・五・九％、アルコール職員にあつては、一一・七・七％の上昇率を示し、やや、上まわることになるが、その開きは僅少である。

員会は、その解決について協力を惜しまない。

七

なお、アルコール職員の給与は、「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」第三条の規定の趣旨により、国家公務員及び民間事業の従業員に給与その他の事情を考慮して定めなければならない。しかも、昭和三十一年度予算の予算総則において、従来認められていた業績手当の制度を廃止して、公務員などの奨励手当（公務員の場合は勤勉手当）及び期末手当を計上した経緯もある。公務員の昭和三十一年四月以降給与改訂に即応して、アルコール職員の給与についても、改善の措置をとることは、けだし当然といわなければならない。

二、賃金の水準が如何にあるべきかについての紛争に対し、予算単価についての増額を指示して、実行単価についての金額を明示しないのは、裁定として十分ではない。しかし、アルコール職員の給与は、毎年国会の議事を経た給与総額をもつて、その限度が定められており、職員俸給の実行単価は、当該企業の特許性に依拠してある程度まで弾力的に定められている。したがって、よるべきもつとも確実な根拠は、予算単価以外には求め難く、実行単価については、この増額の範囲内で、アルコール専売事業の実情に即した決定にゆだねるのが、むしろ適当であると考えた。ただ、予算単価と実行単価とは、アルコール専売事業の経理の本質から見て、本来大きく開くべきものではない。したがって、将来について、両者の相違が合理的に縮小されるよう、制度上また実行上関係当局において留意する必要がある。

三、最低賃金の問題については、十分に論議が尽くされていないし、また、今回の給与改訂措置の結果を推定すれば、要求と実際の差異は、すでにそれほど大きくないから、特にここで問題とする必要は認められない。

昭和三十一年四月六日
公共企業体等労働委員会
アルコール専売労働組合の要求に係る昭和三十一年一月以降の新賃金に関する紛争仲裁委員会

委員長 藤林 敬三
委員 峯村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 隆一

事由
昭和三十一年二月九日アルコール専売労働組合は、通商産業省に対し、昭和三十一年一月以降の基準内賃金改訂要求書を提出し、団体交渉を重ねたが、通商産業省はこれを拒否したので調停段階に入り、三月十一日公共企業体等労働委員会は、調停案（第七号）を提示した。これに対し、アルコール専売労働組合は調停案の実施を条件に受諾し、通商産業省は受諾し難い旨を回答し、三月十五日通商産業省の申請により公共企業体等労働委員会

労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は四月六日仲裁裁定（第十号）を行った。

二、右裁定第一項を実施すること、は、現況においては、予算上不可能であると認められる。

よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

○長谷川政府委員 たいだいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件のうち、アルコール専売労働組合関係について、その提案の理由を御説明申し上げます。

本年二月九日に、アルコール専売労働組合は、昭和三十一年一月以降の基準内賃金改訂要求書を通商産業省当局に対し提出いたしました。両当事者におきまして数回の団体交渉が行われましたが、当局側がこれを拒否いたしましたので、組合側は、二月十四日公共企業体等労働委員会に調停申請をいたしました。公共企業体等労働委員会は三月十一日調停案第七号を提示いたしました。当局側は三月十五日に公共企業体等労働関係法の規定によりまして、仲裁申請を行なったのでございます。よつて公共企業体等労働委員会は審議を重ねました結果、四月六日これから御審議をいただきます仲裁裁定を行なった次第でございます。

右の裁定第一項を実施いたしますには、必要な経費を増額支出する必要があります。あるわけでございますが、この経費は昭和三十一年度予算には計上されておられませんので、現況においては予算上可能と認めがたいのであります。従つて本裁定は公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するところのものが妥当と認められる次第でありますので、同条所定の手続をもちまして、裁定を国会に上程いたし御審議を願ひ次第でございます。

なお政府といたしましては、裁定を実施する建前のもとに、所要の財源措置についての具体策を鋭意検討中であります。

何とぞ慎重御審議の上、国会の御意思の表明を願ひたいと存する次第でございます。

○藤本委員長 次に議決第二号及び第三号について、福永運輸政務次官。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により国会の議決を求める。

昭和三十一年四月六日
仲裁裁定第三号
仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会
裁定第三号

関係当事者
申請人 東京都千代田区丸ノ内一の一
日本国有鉄道
相手方 総裁 十河 信二
東京都千代田区丸ノ内二の一

国鉄労働組合
中央執行 小柳 勇
委員長

主文
一、昭和三十一年四月以降の基準内賃金（職員給、扶養手当、勤務地手当）は、昭和三十一年度基準内予算単価について千二百円（職員給において約千八百円）を増額した金額の範囲内で、労使協議の上決定実施すること。

二、右協議にあつては、現行平均賃金すなわち実行単価の水準が実現されるに至つた経緯並びに公社経営の将来の見通し等各般の事情を十分に考慮すること。

三、初任給については、他公社との均衡を考慮して若干増額することとし、その具体的決定は団体交渉によること。

四、本裁定の実施にあたり、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理由
一、基準内賃金の予算単価において一、二〇〇円を加えることとしたのは、昭和二十九年一月を起点とする上昇率において、公務員及び民間の場合との均衡を考慮したことによるものである。すなわち昭和三十一年度における給与改訂後

の単価は、公務員について一九、二二〇円となり、昭和二十九年一月の、人事院勧告に基づく予算単価に比し一二・五％となるのに対し、国鉄の本規定実施後の単価は一九、二九六円となり、昭和二十九年一月の、仲裁裁定による予算単価に比し一二・五％とやや低くなる。

民間賃金についてみれば、毎月勤労統計全産業規模計において、昭和二十九年一月には一五、一六〇円であるのに対し、昭和三十一年度には推定一八、五七一円、上昇率は二二・五％となる。(なお別添資料一及び二参照)

また、公社業務の最近の業績向上という事実も、実質的に右の措置を支持する根拠となるであろう。(別添資料三参照)

二、問題は予算単価ではなくて実行単価にある。国鉄における実行単価は、昭和三十一年十月において一七、九一〇円と予算単価を五二〇円上まわっている。したがって、いま予算単価の上にさらに一、二〇〇円を積み上げることは、公務員との格差をさらに増大するものと非難があらう。しかし、これについては次の三つの点を考えねばならない。

第一は、国鉄の給与についての制度的根本問題である。国鉄職員につき適用される日本国有鉄道法第二十八条には、給与について二つの原則が示されている。すなわち「職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものでなければ

ならない。」また「職員の給与は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員における給与その他の条件を考慮して定めなければならない。」と規定されている。第一の原則は給与水準そのものにまで適用することは、第二の原則がある以上問題ではあるが、給与の支給が給与総額の範囲内でなされている以上、その範囲内で行なわれた定期昇給と給与制度の合理化等の結果、給与の実水準について公務員と若干の相違を生ずることはやむを得ないところといわねばならない。

第二は、このたびの予算単価における増額の全部が必ずしもそのまま現行の実行単価の上に積み上げられるものではないという点である。このことは、すでに述べたように、昭和三十一年十月の実行単価が、同じ年度の予算単価を相当上まわっており、したがって、今後の定期昇給についてその円滑なる実施の必要を考慮に入れるだけでも明らかであろう。

第三は、特別手当の問題である。国鉄においては、他の公社と同様、予算を越える増収のある場合には、その一部が業績手当として支給される建前となつてゐる。事実、別添資料三により示されている業績の向上に基づき、昭和三十一年度においては、予算に計上された二カ月分の特別手当のほかに約一・二カ月分の手当が支給された。しかし、この手当の相当部分は、その支給の経緯にかんがみ、昭和三十一年二月の調停案第一項

(「国鉄職員の給与は、その業務の実態よりみて、その労働の質と量に対応して、必ずしも適当なものとは認め難いので、公社の経理状況の改善を待つて、すみやかに、是正の措置を講ずること。」)に起因するいわゆる第一項確定分とみられる性格を有するものである。したがって、本規定が実施された場合には、かのごとき性格の特別手当は、新給与に織り込まれたものとして、本年度よりは当然に解消せらるべきものである。

三、賃金の水準が如何にあるべきかについての紛争に対して、予算単価についての増額を指示して実行単価についての金額を明示しないのは、裁定として十分ではない。

しかし、公社の給与は毎年国会の議決を経た給与総額をもつてその限度が定められており、実行単価は企業の特種性に依拠してその程度まで弾力的に定められている。したがって、よるべきもつとも確実な根拠は予算単価以外には求め難く、実行単価については、この増額の範囲内で公社の実情に即した決定にゆだねるのが、かえつて実質上給与の均衡を得るものと考へた。ただ、予算単価と実行単価との相違は、公社の公共事業としての性格並びに公社経理の本質からみて、本来大きく開くべきものではない。したがって、将来については両者の相違が合理的に縮小されるより制度上また実行上関係当局において留意する必要がある。四、本公社の初任給は、新制高校卒業生についてみると、他の公社に

比べて低位にあるので本文三のごとく裁定した。しかし本件については、労使の団体交渉も煮つまつたものとは思われないので、あらためて両当事者間において具体的計数につき団体交渉をすることを妥当と認めた。なお、これに要する源泉は、主文一の給与改善源泉とは別に計上されるものとする。

五、本規定は、以上のごとき諸般の事情を考慮して到達された結論である。したがって、この裁定に基づく給与増額の実施の措置については、公社はその公共的責任の立場において十分の配慮を必要とするし、組合もまた業績の向上に対し

資料一

私鉄の基準賃金上昇率

年 月	(A)私 鉄		(B)大手14社		(C)大手14社	
	平均賃金	指 数	平均賃金	指 数	平均賃金	指 数
29. 1	14,516	100.0	15,284	100.0	15,561	100.0
31. 10	16,632	114.6	17,781	116.3	18,553	119.2
31. 11	16,701	115.1	17,837	116.7	18,612	119.6
32. 4	17,992	123.9	19,186	125.5	19,960	128.3

資料出所：(A)(B)は私鉄経協「給与状況調査」(C)は運輸省「地方鉄道軌道従事員給与調査」による。

- (註) 1. 私鉄は今回アップ額の判明した私鉄経協加入の55社である。
2. 大手14社は東武、京成、東急、京浜、小田急、京帝、営団、近鉄、南海、京阪神、京阪、阪神、西鉄、名鉄である。
3. (A)(B)はバス関係労働者を含み(C)はこれを含まない。
4. 32年4月の推定は31年11月のおおのの数値にそれぞれの平均アップ額を加えて算出した。

昭和三十一年四月六日
公共企業体等労働委員会
国鉄労働組合の要求に係る昭和三十一年新賃金に関する紛争仲裁委員会

委員長 藤林 敬三
委員 峯村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 総一

資料二

昭 和 30 年 職 種 別 等 賃 金 実 態 調 査 結 果 比 較 職 員 (男)

(1) 年 齢 別 平 均 賃 金

(1) 年 齢 別 平 均 賃 金

	鉄 道 業	地方鉄道及び軌道業		鉄 道 業	地方鉄道及び軌道業	
		企業規模計	1,000人以上		企業規模計	1,000人以上
計	21,083	24,165	114.6	26,003	123.3	
18 歳 未 満	—	※ 7,283	—	※ 8,301	—	
18 歳 以 上 未 満	—	8,136	—	8,980	—	
20 歳 以 上 未 満	11,698	12,045	103.0	13,071	111.7	
25 歳 以 上 未 満	15,752	17,566	111.5	18,366	116.6	
30 歳 以 上 未 満	19,813	23,341	117.8	24,552	123.7	
35 歳 以 上 未 満	22,497	26,133	116.2	27,623	122.8	
40 歳 以 上 未 満	26,571	30,818	116.0	32,489	122.3	
50 歳 以 上 未 満	28,240	34,840	123.4	36,816	130.4	
60 歳 以 上 未 満	—	—	—	—	—	
計	21,492	25,018	116.4	26,134	121.6	
18 歳 未 満	—	—	—	—	—	
18 歳 以 上 未 満	—	8,803	—	9,834	—	
20 歳 以 上 未 満	10,546	11,886	112.7	12,411	117.7	
25 歳 以 上 未 満	16,515	19,363	117.2	19,966	120.9	
30 歳 以 上 未 満	20,533	23,624	115.1	24,138	117.6	
35 歳 以 上 未 満	22,515	27,564	122.4	28,737	127.6	
40 歳 以 上 未 満	26,221	32,793	125.1	34,064	129.9	
50 歳 以 上 未 満	28,540	31,906	111.8	33,794	118.4	
60 歳 以 上 未 満	—	—	—	—	—	

(2) 勤続年数又は経年数別平均賃金

(2) 勤続年数又は経年数別平均賃金

	鉄 道 業	地方鉄道及び軌道業		鉄 道 業	地方鉄道及び軌道業	
		企業規模計	1,000人以上		企業規模計	1,000人以上
計	21,083	24,165	114.6	26,003	123.3	
6 カ月未満	※ 10,080	10,177	101.0	9,904	98.3	
6 カ月以上未満	※ 19,685	11,813	60.0	12,653	64.3	
1 年 以 上 未 満	※ 15,853	12,246	77.2	14,076	88.8	
2 年 以 上 未 満	12,607	14,268	113.2	15,681	124.4	
3 年 以 上 未 満	15,460	15,498	100.2	16,900	109.3	
5 年 以 上 未 満	16,278	19,989	122.8	20,638	128.0	
10 年 以 上 未 満	18,160	26,011	143.2	27,389	150.8	
15 年 以 上 未 満	21,900	29,051	132.7	30,021	137.1	
20 年 以 上	28,083	35,656	127.1	36,825	131.1	
計	21,492	25,018	116.4	26,134	121.6	
6 カ月未満	—	7,855	—	8,997	—	
6 カ月以上未満	※ 8,904	10,031	112.7	10,575	118.8	
1 年 以 上 未 満	※ 9,077	12,298	135.4	12,100	138.3	
2 年 以 上 未 満	11,967	16,714	139.7	18,006	150.5	
3 年 以 上 未 満	※ 15,600	18,079	115.9	18,986	121.7	
5 年 以 上 未 満	17,325	20,903	120.7	21,539	124.3	
10 年 以 上 未 満	19,960	26,257	138.5	26,737	141.0	
15 年 以 上 未 満	22,258	30,592	137.4	31,391	141.0	
20 年 以 上	27,536	34,880	126.7	35,987	130.7	

(註)(1) 平均賃金とは平均月間きまつて支給する給与額(4月分)である。

(2) 「※」印は調査労働者4人以下の場合の平均賃金である。

別表一

国鉄の業務量及び定員関係の推移

	28年度	29年度	30年度	31年度 (見込)	32年度 (計画)
旅客人キロ	(100.0) 83,554,366	(104.2) 87,038,301	(109.2) 91,239,006	(116.0) 96,962,993	(121.9) 101,812,777
貨物トンキロ	(100.0) 40,993,053	(97.3) 39,893,526	(103.8) 42,564,363	(113.8) 46,647,873	(119.4) 48,954,027
列車キロ	(100.0) 330,227	(104.2) 343,947	(110.2) 363,931	(121.4) 400,799	(127.4) 420,839
換算車両キロ	(100.0) 16,539,201	(101.8) 16,833,570	(107.2) 17,736,431	(117.7) 19,463,740	(123.6) 20,436,927
予算定員	(100.0) 447,249	(100.1) 447,725	(100.1) 447,725	(100.1) 447,725	(100.1) 447,725
年間平均人員	(100.0) 446,567	(99.7) 445,069	(99.5) 444,385	(99.7) 445,371	

資料三

国鉄事業の業績向上の概要

鉄道業務の増加傾向を見ると別表一のとおり、旅客人キロ、貨物トンキロ、列車キロ、換算車両キロは、昭和二十八年度を一〇〇とする、昭和三十一年度見込はそれぞれ一六・〇、一一・三、八、一一・四、一七・七となつてゐる。これに対し、予算定員においては僅か一〇・〇にすぎない。また、運輸収入の面から見ても、別表二のように、昭和三十一年度決算見込額は、昭和二十八年度決算に比し三三五億円の増収と

なつてゐる。しかし、このような高水準の業績は、なお今後強含みに継続するものと考えられる。このことは昭和三十一年度において昭和二十八年度を一〇〇として旅客人キロ一一・九、貨物トンキロ一一・四、列車キロ一一・七、換算車両キロ一二・三・六を見込み、また昭和三十一年度予算においては、運賃値上げ分を控除してもなお運輸収入について昭和三十一年度決算見込に比し一三六億円の増収を期待してゐることによつてゐる。

別表二

昭和28年以降運輸収入決算比較

(単位100万円)

	28年度	29年度	30年度	31年度 (見込)	32年度 (計画)
運輸収入	(100.0) 245,672	(100.4) 246,746	(104.1) 255,635	(113.7) 279,212	(134.1) 329,374
旅客	126,441	132,086	135,521	147,560	173,600
貨物	119,231	114,660	120,114	131,652	155,772

事由
一 昭和三十一年十二月五日国鉄労働組合は、昭和三十一年十一月以降の賃金改訂に関する要求書を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、日本国有鉄道はこれを拒否したので調停段階に入り、昭和三十三年三月九日公共企業体等労働委員会は、調停案(第二号)を提示した。これに対し、国鉄労働組合は調停案の実施を条件に受諾したが、日本国有鉄道は受諾しがたい旨を回答し、三月十五日日

本国有鉄道の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は四月六日仲裁裁定(第三号)を行つた。
二 右裁定第一項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。
よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)
公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により国会の議決を求める。

昭和三十三年四月六日
仲裁裁定第四号
公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第四号
仲裁裁定第四号

申請人 東京都千代田区丸の内一
日本国有鉄道
総裁 十河 恒二
相手方 東京都品川区上大崎
四の二四九
日本国有鉄道機関車労働組合
中央闘争 黒川 亨次郎
委員長

昭和三十三年三月十五日付職労第二七〇号により申請人から申請のあつた「日本国有鉄道機関車労働組合の要求に係る昭和三十一年一月以降の新賃金に関する紛争」につき、本委員会が、左のとおり裁定する。

主文
一、昭和三十三年四月以降の基準内賃金(職員給、扶養手当、勤務地手当)は、昭和三十一年度基準内予算単価について千二百円(職員給において約千八十円)を増額した金額の範囲内で、労使協議の上決定実施すること。

二、右協議にあつては、現行平均賃金すなわち実行単価の水準が実現されるに至つた経緯並びに公社経営の将来の見通し等各般の事情を十分に考慮すること。

三、初任給については、他公社との均衡を考慮して若干増額することとし、その具体的決定は団体交渉によること。

四、本裁定の実施にあたり、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理由

国鉄職員約四四万人のうち、日本国有鉄道機関車労働組合(以下機労という)に所属する者はおよそ五万人であり、残りのほとんどが国鉄労働組合(以下国労という)に所属している。今次、機労の要求に係る紛争は機労に所属する国鉄職員の給与改訂に関するが、これは問題の性質上、国労に所属する国鉄職員の場合と異なる取扱いをなす理由がなく、かつ、国労に所属する国

鉄職員について、別添のとおりの特裁第三号が提示されたのと相俟つて、本件についても同一の裁定を下したものである。

昭和三十一年四月六日

公共企業体等労働委員会

日本国有鉄道機関車労働組合の要求に係る昭和三十一年一月以降の新賃金に関する紛争仲裁委員会

委員長 藤林 敬三
委員 峯村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 総一

昭和三十一年四月六日

仲裁裁定第三号

仲裁裁定書(享)

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第三号

裁定

関係当事者

申請人 東京都千代田区九ノ

内一の一

日本国有鉄道

総裁 十河 信二

相手方 東京都千代田区九ノ

内二の一

国鉄労働組合

中央執行 小柳 勇
委員長

昭和三十一年三月十五日付職労第二四五号により申請人から申請のあった「国鉄労働組合の要求に係る昭和三十一年新賃金に関する紛争」

につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

主 文

一、昭和三十一年四月以降の基準内賃金(職員給、扶養手当、勤務地手当)は、昭和三十一年度基準内予算単価について千二百円(職員給において約千八百円)を増額した金額の範囲内で、労使協議の上決定実施すること。

二、右協議にあつては、現行平均賃金すなわち実行単価の水準が実現されるに至つた経緯並びに公社経営の将来の見通し等各般の事情を十分に考慮すること。

三、初任給については、他公社との均衡を考慮して若干増額することとし、その具体的決定は団体交渉によること。

四、本裁定の実施にあたり、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理 由

一、基準内賃金の予算単価において一、二〇〇円を加えることとしたのは、昭和二十九年一月を起点とする上昇率において、公務員及び民間の場合との均衡を考慮したことによるものである。すなわち昭和三十一年度における給与改訂後の単価は、公務員について一九、一三〇円となり、昭和二十九年一月の、人事院勧告に基づく予算単価に比し二二・五%となるのに対し、国鉄の本裁定実施後の単

価は一九、二九六円となり、昭和二十九年一月の、仲裁裁定による予算単価に比し二二・五%とやや低くなる。

民間賃金についてみれば、毎月勤労統計全産業規模計において、昭和二十九年一月には一五、一六〇円であるのに対し、昭和三十一年度には推定一八、五七一円、上昇率は二二・五%となる。(なお別添資料一及び二参照)

また、公社業務の最近の業績向上という事実も、実質的に右の措置を支持する根拠となるであらう。(別添資料三参照)

二、問題は予算単価ではなくて実行単価にある。国鉄における実行単価は、昭和三十一年十月において一七、九一〇円と予算単価を五二〇円上まわつてゐる。したがつて、いま予算単価の上にさらに一、二〇〇円を積み上げることが、公務員との格差をさらに増大するものとの非難があらう。しかし、これについては次の三つの点を考

えねばならない。

第一は、国鉄の給与についての制度的根本問題である。国鉄職員につき適用される日本国有鉄道法第二十八条には、給与について二つの原則が示されている。すなわち「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならぬ。」また「職員の給与は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他

の条件を考慮して定めなければならない。」と規定されている。第一の原則を給与水準そのものにまで適用することは、第二の原則がある以上問題ではあるが、給与の支給が給与総額の範囲内でなされてゐる以上、その範囲内で行なわれた定期昇給と給与制度の合理化等の結果、給与の実水準について公務員と若干の相違を生ずることにはやむを得ないところといわねばならない。

第二は、このたびの予算単価における増額の全部が必ずしもそのまま現行の実行単価の上に積み上げられるものではないという点である。このことは、すでに述べたように、昭和三十一年十月の実行単価が、同じ年度の予算単価を相当上まわつており、したがつて、今後の定期昇給についてその円滑なる実施の必要を考慮に入れるだけでも明らかであらう。

第三は、特別手当の問題である。国鉄においては、他の公社と同様、予算を超える増収のある場合には、その一部が業績手当として支給される建前となつてゐる。事実、別添資料三により示されてゐる業績の向上に基づき、昭和三十一年度においては、予算に計上された二カ月分の特別手当のほか約一・二カ月分の手当が支給された。しかし、この手当の相当部分は、その支給の経緯にかんがみ、昭和三十一年二月の調停案第一項

「国鉄職員の給与は、その業務の実態よりみて、その労働の質と量に対応して、必ずしも適当なものとは認め難いので、公社の経理状況の改善を待つて、すみやかに、是正の措置を講ずること。」に起因するいわゆる第一項確定分とみられる性格を有するものである。したがつて、本裁定が実施された場合には、かくのごとき性格の特別手当は、新給与に繰り込まれたものとして、本年度よりは当然に解消せらるべきものである。

三、賃金の水準が如何にあるべきかについての紛争に対して、予算単価についての増額を指示して実行単価についての金額を明示しないのは、裁定として十分ではない。しかし、公社の給与は毎年国会の議決を経た給与総額をもつてその限度が定められており、実行単価は企業の特種性に依つてある程度まで弾力的に定められてゐる。したがつて、よるべきもつとも確実な根拠は予算単価以外には求め難く、実行単価については、この増額の範囲内で公社の実情に即した決定にゆだねるのが、かえつて実質上給与の均衡を得るものと考えた。ただ、予算単価と実行単価との相違は、公社の公共事業としての性格並びに公社経理の本質からみて、本来大きく開くべきものではない。したがつて、将来については両者の相違が合理的に縮小

されるよう制度上また実行上関係当局において留意する必要がある。

四、本公社の初任給は、新制高校卒業生についてみると、他の公社に比べて低位にあるので本文三のごとく裁定した。しかし本件については、労使の団体交渉も煮つまつたものとは思われないので、あらためて両当事者間において具体的計数につき団体交渉をすることを妥当と認めた。なお、これに要する源資は、主文一の給与改善源資とは別に計上されるものとする。

五、本裁定は、以上のとき諸般の事情を考慮して到達された結論である。したがって、この裁定に基づく給与増額の実施の措置について

は、公社はその公共的責任の立場において十分の配慮を必要とするし、組合もまた業績の向上に対して協力すべきである。この点は給与の決定の機構を中心として、公社のあり方そのものが問題となりつつある現情勢にかんがみ、特に両当事者の慎重なる考慮を希望する。

昭和三十三年四月六日
公共企業体等労働委員会
国鉄労働組合の要求に係る昭和三十一年新賃金に関する紛争仲裁委員会
委員長 藤林 敬三
委員 岸村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 義一

資料一

私鉄の基準賃金上昇率

年月	(A) 私鉄		(B) 大手14社		(C) 大手14社	
	平均賃金	指数	平均賃金	指数	平均賃金	指数
29. 1	14,516	100.0	15,284	100.0	15,561	100.0
31. 10	16,632	114.6	17,781	116.3	18,553	119.2
31. 11	16,701	115.1	17,837	116.7	18,612	119.6
32. 4	17,992	123.9	19,186	125.5	19,960	128.3

資料出所：(A)(B)は私鉄経協「給与状況調」(C)は運輸省「地方鉄道軌道従事員給与調」による。

- (注) 1. 私鉄は今回アップ額の判明した私鉄経協加入の55社である。
2. 大手14社は東武、京成、東急、京浜、小田急、京帝、営団、近鉄、南海、京阪神、京阪、阪神、西鉄、名鉄である。
3. (A)(B)はバス関係労働者を含み(C)はこれを含まない。
4. 32年4月の推定は31年11月のおのおのの数値にそれぞれの平均アップ額を加えて算出した。

資料二

昭和30年職別等賃金実態調査結果比較賃金

(1) 年齢別平均賃金

(1) 年齢別平均賃金		(2) 年齢別平均賃金	
職別	平均賃金	職別	平均賃金
計	21,098	計	21,492
18歳未満	—	18歳未満	—
18歳以上20歳未満	7,283	18歳以上20歳未満	—
20歳以上25歳未満	—	20歳以上25歳未満	—
25歳以上30歳未満	11,698	25歳以上30歳未満	10,546
30歳以上35歳未満	15,752	30歳以上35歳未満	16,515
35歳以上40歳未満	19,813	35歳以上40歳未満	20,588
40歳以上45歳未満	22,497	40歳以上45歳未満	22,515
45歳以上50歳未満	26,571	45歳以上50歳未満	26,221
50歳以上55歳未満	28,240	50歳以上55歳未満	28,540
55歳以上60歳未満	—	55歳以上60歳未満	—
60歳以上	—	60歳以上	—
計	21,098	計	21,492
18歳未満	—	18歳未満	—
18歳以上20歳未満	7,283	18歳以上20歳未満	—
20歳以上25歳未満	—	20歳以上25歳未満	—
25歳以上30歳未満	11,698	25歳以上30歳未満	10,546
30歳以上35歳未満	15,752	30歳以上35歳未満	16,515
35歳以上40歳未満	19,813	35歳以上40歳未満	20,588
40歳以上45歳未満	22,497	40歳以上45歳未満	22,515
45歳以上50歳未満	26,571	45歳以上50歳未満	26,221
50歳以上55歳未満	28,240	50歳以上55歳未満	28,540
55歳以上60歳未満	—	55歳以上60歳未満	—
60歳以上	—	60歳以上	—

(2) 勤続年数又は経歴年数別平均賃金

	鉄 道 業	地方鉄道及び軌道業		1,000人以上	鉄 道 業	地方鉄道及び軌道業	
		企業規模計	114.6		企業規模計	116.4	1,000人以上
計	21,093	100.0	24,165	114.6	26,003	123.3	121.6
6ヵ月未満	※ 10,080	100.0	10,177	101.0	9,904	98.3	—
6ヵ月以上1年以下	※ 19,685	100.0	11,813	60.0	12,653	64.3	—
1年以上2年以下	※ 15,853	100.0	12,246	77.2	14,076	88.8	—
2年以上3年以下	12,607	100.0	14,268	113.2	15,681	124.4	—
3年以上5年以下	15,460	100.0	15,498	100.2	16,900	109.3	—
5年以上10年以下	16,278	100.0	19,889	122.8	20,838	128.0	—
10年以上15年以下	18,160	100.0	26,011	143.2	27,389	150.8	—
15年以上20年以下	21,900	100.0	29,051	132.7	30,021	137.1	—
20年以上	28,093	100.0	35,696	127.1	36,825	131.1	—

(注)(1) 平均賃金とは平均月間賃金を4月分(4月分)である。

(2) 「※」印は調査労働者4人以下の場合の平均賃金である。

資料三

国鉄事業の業績向上の概要

鉄道業務の増加傾向を見ると別表一のとおり、旅客キロ、貨物トンキロ、列車キロ、換算車両キロは、昭和二十八年度を一〇〇とすると、昭和三十一年度見込はそれぞれ一一六・〇、一一三・八、一一二・四、一一七・七となつてゐる。これに対し、予算定員においては僅か一〇〇・一にすぎない。また、運輸収入の面から見ても、別表二のように、昭和三十一年度決算見込額は、昭和二十八年年度決算に比し三三五億円の増収と

なつてゐる。しかし、このような高水準の業績は、なお今後強含みに継続するものと考えられる。このことは昭和三十一年度において昭和二十八年度を一〇〇として旅客キロ一一二・九、貨物トンキロ一一九・四、列車キロ一二七・四、換算車両キロ一二三・六を見込み、また昭和三十一年度予算においては、運賃値上げ分を控除してもなお運輸収入について昭和三十一年度決算見込に比し一三六億円の増収を期待していることによつてうかがえる。

別表一

国鉄の業務量及び定員関係の推移

	28年度	29年度	30年度	31年度 (見込)	32年度 (計画)
旅客キロ	(100.0) 83,554,366	(104.2) 87,038,301	(109.2) 91,239,006	(116.0) 96,962,993	(121.9) 101,812,777
貨物トンキロ	(100.0) 40,993,053	(97.3) 39,893,526	(103.8) 42,564,363	(113.8) 46,647,873	(119.4) 48,954,027
列車キロ	(100.0) 330,227	(104.2) 343,947	(110.2) 363,931	(121.4) 400,799	(127.4) 420,839
換算車両キロ	(100.0) 16,539,201	(101.8) 16,833,750	(107.2) 17,736,431	(117.7) 19,463,740	(123.6) 20,436,927
予算定員	(100.0) 447,249	(100.1) 447,725	(100.1) 447,725	(100.1) 447,725	(100.1) 447,725
年間平均人員	(100.0) 446,567	(99.7) 445,069	(99.5) 444,385	(99.7) 445,371	(99.7) 445,371

別表二

昭和28年以降運輸収入決算比較

	28年度	29年度	30年度	31年度 (見込)	32年度 (計画)
運輸収入	(100.0) 245,672	(100.4) 246,746	(104.1) 255,635	(113.7) 279,212	(134.1) 329,374
旅客	126,441	132,086	135,521	147,560	173,600
貨物	119,231	114,660	120,114	131,652	155,772

(単位100万円)

事 由

一 昭和三十三年二月二十六日日本国有鉄道機関車労働組合は、昭和三十三年一月以降の新賃金改訂に關する要求書を日本国有鉄道に對し提出し、団体交渉を重ねたが、解決がつかないため、日本国有鉄道は公共企業体等労働関係法第三十三条第二号により、三月十五日公共企業体等労働委員会に仲裁申請を行い、仲裁手続に移行し、同委員会は、四月六日仲裁裁定(第四号)を行つた。

二 右裁定第一項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第三十六條第一項に該當するものと認められる。

○福永政府委員 ただいまから公共企業体等労働関係法第三十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件のうち、国鉄労働組合関係及び日本国有鉄道機関車労働組合関係につきまして、提案理由を御説明いたします。

昭和三十一年十二月五日国鉄労働組合は、昭和三十一年十一月以降の賃金改訂に關する要求書を日本国有鉄道に對して提出し、団体交渉を重ねましたが、日本国有鉄道がこれを拒否いたしましたので調停段階に入り、昭和三十三年三月九日公共企業体等労働委員会は、調停案(第二号)を提示いたしました。これに對し、国鉄労働組合は、調停案の実施を条件に受諾いたしましたが、日本国有鉄道は、受諾しがたい旨を回答し、三月十五日、日本国有鉄道の申請によりまして、公共企業体等

労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は、これが審議を重ねました結果、四月六日に仲裁裁定(第三号)を行つた次第でございます。

次に、日本国有鉄道機関車労働組合関係について申し上げます。

昭和三十三年二月二十六日に同組合は、昭和三十三年一月以降の新賃金改訂に關する要求書を日本国有鉄道に對して提出したし、団体交渉を重ねましたが、解決がつかないため、日本国有鉄道は、公共企業体等労働関係法第三十三条第二号によりまして、三月十五日公共企業体等労働委員会に仲裁申請を行い、仲裁手続に移行し、同委員会は、四月六日仲裁裁定(第四号)を行つた次第でございます。

仲裁裁定の内容につきましては、国鉄労働組合関係と日本国有鉄道機関車労働組合関係とは、全く同一のものであります。この裁定の第一項をそのまま実施いたしますことは、現況におきましては、予算上不可能であると認められ、公共企業体等労働関係法第三十六條第一項に該當するものと認められ、すので、同条所定の手続をもちまして、裁定を国会に上程いたし、御審議を願う次第でございます。

なお、政府といたしましては、本仲裁裁定を実施する建前のもとに所要の財源措置について具体策を鋭意検討中であります。

何とぞ慎重御審議の上、国会の御意思の表明を願ひたいと存する次第でございます。

○藤本委員長 次に議決第四号、第五号及び第六号について平井郵政大臣。

公共企業体等労働関係法第三十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第三十六條第二項の規定により国会の議決を求める。

昭和三十三年四月六日

仲裁裁定第五号

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第五号

裁定

関係当事者

申請人 東京都港区赤坂葵町

二

日本電信電話公社

総裁 堀井 剛

相手方 東京都港区青山北町

四ノ一

全国電気通信労働組合

中央執行 山村 貞雄

委員長 山村 貞雄

昭和三十三年三月十五日付電労第六八号により申請人から申請のあつた「全国電気通信労働組合の要求に係る昭和三十三年一月以降の新賃金に關する紛争につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

主 文

一、昭和三十三年四月以降の基準内賃金(職員給、扶養手当、勤務地手当)は、昭和三十三年度基準内予算単価について千二百円(職員給において約千七百円)を増額した金額の範囲内で、労使協議の上決定実施すること。

二、右協議にあつたつては、現行平均賃金すなわち実行単価の水準が実現されるに至つた経緯並びに公社経営の将来の見通し等各般の事情を十分に考慮すること。

三、最低賃金の要求については、その趣旨は了解されるところもあるが、特にここで裁定することの必要は認められない。

四、本裁定の実施にあたり、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理 由

一、基準内賃金の予算単価において一、二〇〇円を加へることとしたのは、昭和二十九年一月を起点とする上昇率において公務員及び民間の場合とは均衡を得てゐるからである。すなわち昭和三十三年度におけるベース・アップ後の単価は公務員について一九、三三〇円となり、昭和二十九年一月の、人事院勧告に基く予算単価に比し二五・五%となるのに対し、電電公社の本裁定実施後の単価は、一八、四三〇円となり、昭和二十九年一月の、仲裁裁定による予算単価に比し二二・八%とやや低くなる。民間賃金についてみれば、毎月勤労統計全産業規模計において、昭和二十九年一月には一五、一六〇円、昭和三十三年度には推定一八、五七二円、上昇率は二二・五%となる。したがつて、今回の措置をもつてしても公社の賃金水準が民間賃金のそれと上まわつたことにはならない。電電公社の最近の業績向上が民間産業に比して

そん色がないという事実も、實質的に右の措置を支持する根拠となるであらう。

二、問題は予算単価ではなくて実行単価にある。公社における実行単価は、昭和三十一年十月においてすでに一七、九五〇円であり、予算単価を相当に上まわつてゐる。したがつて、いま予算単価の上にさらに一、二〇〇円を積み上げることは、公務員との格差をさらに増大するものとの非難があらう。しかし、これについては次の二つの点を考へなければならぬ。

第一は、公社の給与についての制度的根本問題である。日本電信電話公社法第三十條には、給与について二つの原則が示されてゐる。すなわち「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、かつ、職員が發揮した能力が考慮されるものでなければならぬ。また「前項の給与は、国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならぬ。」第一の原則を給与水準そのものにまで適用することは、第二の原則がある以上問題ではあるが、給与の支給が給与総額の範囲内でなされてゐる以上、その範囲内で行われた定期昇給と賃金体系の合理化等の結果、給与の実際水準については公務員と若干の相違を生ずることはやむを得ないところといわねばならぬ。

第二は、このたびの予算単価における増額の全部が、必ずしもそのまま現行の実行単価の上に積み上げられるものではないという点で

ある。すでに述べたように、昭和三十一年十月の実行単価ははるかに同じ年度の予算単価を上まわっている。これを現行実行単価が決定されるに至つた経緯に顧みていへば、ここにはいわゆる確定分の問題がある。この金額が給与水準の中に組み入れられたのは、昭和三十一年三月の調停案における第一項並びに第四項の趣旨に基づく措置である。したがつて、第一項確定分に相当する部分は、今回の給与改訂に織り込み済みのもので考えねばならぬ。また、公社の当面する事情からみても人員充足の必要にも迫られており、今後定期昇給の円滑なる実施も必要なので、経理はかなり窮乏であると思われる。以上の事情を考慮すれば昭和三十一年四月以降において予算単価の増加金額をそのまま実行単価の引き上げに充当することは困難である。

三、賃金の水準が如何にあるべきかについて、の紛争に対して、予算単価についての増額を指示して実行単価についての金額を明示しないのは、裁定として十分ではない。しかし、公社の給与は毎年国会の議決を経た給与総額をもつてその限度が定められており、実行単価は企業の特長性に依つてある程度まで弾力的に定められている。したがつて、よるべきもつとも確実な根拠は予算単価以外には求め難く、実行単価については、この増額の範囲内で公社の実情に即した決定にゆだねるのがかえつて実質上給与の均衡を得るものと考え

た。ただ、予算単価と実行単価との相違は、公社の公共事業としての性格並びに公社経理の本質からみて、本来大きく開くべきものではない。したがつて、将来については両者の相違が合理的に縮小されるよう制度上また実行上関係当局において留意する必要がある。四、最低保障給の問題については、十分に論議が尽くされてはいないので特に採り上げなかつたのであるが、将来の論議で注意を促したいのは、賃金体系との関係である。電電公社においては、昭和二十九年十月他の公社に率先して職務の内容と責任を重視して新賃金体系に移行し、組合もまたそれに協力している。制度としてもより完全なものとはいえないであらうが、将来においてもこの体系のつづき所はこれを伸ばすべきである。新しい要求がこれを妨げる要因にならぬよう慎重に考慮することを要する。これは最低保障の要求にも配分の要求にも共通して希望されることである。

五、本裁定は、以上のごとき諸般の事情を考慮して到達された結論である。したがつて、この裁定に基づく給与増額の実際の措置については、公社はその公共的責任の立場において十分の配慮を必要とするし、組合もまた業績の向上に対して協力すべきである。この点は給与決定の機構を中心として、公社のあり方そのものが問題となりつつある現情勢にかんがみ特に両当事者の慎重なる考慮を希望する。

昭和三十一年四月六日

公共企業体等労働委員会

全国電気通信労働組合の要求に係る昭和三十一年一月以降の新賃金に関する紛争仲裁委員会

委員長 藤林 敬三
委員 岩村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 総一

事由

一 昭和三十一年十二月二十一日全国電気通信労働組合は、昭和三十一年一月以降の新賃金に関する要求書を日本電信電話公社に対し提出し、団体交渉を重ねたが、日本電信電話公社はこれを拒否したので調停段階に入り、昭和三十一年三月九日公共企業体等労働委員会は、調停案(第三号)を提示した。これに対し、全国電気通信労働組合は調停案を直ちに受諾し難い旨を、又日本電信電話公社は受諾し難い旨を回答し、三月十五日日本電信電話公社の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は四月六日仲裁裁定(第五号)を行つた。

二 右裁定第一項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。

よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全通信従業員組合関係)
公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係

法第十六条第二項の規定により国会の議決を求める。

昭和三十一年四月六日

仲裁裁定第六号

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第六号

裁定

関係当事者

申請人 東京都港区麻布飯倉六ノ一三

相手方 郵政大臣 平井 太郎
東京都新宿区信濃町三二

全通信従業員組合

中央執行 野上 元
委員長

昭和三十一年三月十五日付郵人管第五一号により、申請人から申請のあった「全通信従業員組合の要求に係る昭和三十一年一月以降の新賃金に関する紛争」につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

主 文
一、昭和三十一年四月以降の基準内賃金(職員俸給、扶養手当、勤務地手当)は、昭和三十一年度基準内予算単価について千二百円(職員俸給において約千四百円)を増額した金額の範囲内で、労使協議の上決定実施すること。

二、右協議にあつては、現行平均賃金すなわち実行単価の水準が実現されるに至つた経緯並びに事業経営の将来の見通し等各般の事情を十分に考慮すること。

三、最低賃金の要求については、その趣旨は了解されるところもあるが、特にここで裁定することの必要は認められない。

四、本裁定の実施にあたり、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理 由

一、基準内賃金の予算単価において一、二〇〇円を加えることとしたのは、昭和二十九年一月を起点とする上昇率において、一般公務員及び民間の場合との均衡を考慮したことによるものである。すなわち昭和三十一年度における給与改訂後の単価は、一般公務員について、一九、三三〇円となり、昭和二十九年一月の、人事院勧告に基づく予算単価に比し二五・五%となるのに対し、郵政の本裁定実施後の単価は、一八、六七二円となり、昭和二十九年一月の、仲裁裁定による予算単価に比し二二・六%とやや低くなる。

民間賃金についてみれば、毎月勤労統計全産業規模計において、昭和二十九年一月には一五、一六〇円であるのに対し、昭和三十一年度には推定一八、五七二円、上昇率は二二・五%となる。(なお別添資料一参照)

また、郵政業務の最近の業績向上という事実も、実質的に右の措置を支持する根拠となるであらう。

二、問題は予算単価ではなくて実行単価にある。郵政における実行単価は、昭和三十一年十月において一七、一五〇円と予算単価を五二〇円上まわっている。したがつて、

資料一

民間類似産業における事務職員の性別・年齢別給与比較

産業	年齢		性別		給与	
	一八歳以下	一八歳以上	女	男	女	男
郵便業	未満	一八歳以上	七、八七六円	一〇、五八八円	七、八七六円	一〇、五八八円
	二〇歳	二二歳	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	二五歳	二七歳	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	三〇歳	三二歳	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	三五歳	三七歳	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)
銀行及び信託業 (規模1,000人以上)	未満	一八歳以上	九、八七六円	一三、七九八円	九、八七六円	一三、七九八円
	二〇歳	二二歳	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	二五歳	二七歳	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	三〇歳	三二歳	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	三五歳	三七歳	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)

産業	性別		給与	
	女	男	女	男
郵便業	事務職員	事務職員	九、八七六円	一三、七九八円
	事務職員	事務職員	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	事務職員	事務職員	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	事務職員	事務職員	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	事務職員	事務職員	(一〇〇%)	(一〇〇%)
銀行及び信託業 (規模1,000人以上)	事務職員	事務職員	九、八七六円	一三、七九八円
	事務職員	事務職員	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	事務職員	事務職員	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	事務職員	事務職員	(一〇〇%)	(一〇〇%)
	事務職員	事務職員	(一〇〇%)	(一〇〇%)

いま予算準備の上にさらに一、二〇〇円を積み上げることは、一般公務員との格差をさらに増大するものとの非難がある。しかし、これについては次の三つの点を考えなければならぬ。

第一は、郵政の給与についての制度的根本問題である。郵政職員につき適用される、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(第三条)には、給与について二つの原則が示されている。すなわち「職員の給与は、その職務の内容と責任に相応するものであり、且つ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならぬ。また「職員の給与は、国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定されている。

第一の原則は給与水準そのものにまで適用することは、第二の原則がある以上問題ではあるが、給与の支給が給与総額の範囲内でなされ

れている以上、その範囲内で行われた定期昇給と賃金体系の合理化等の結果、給与の実水準について一般公務員と若干の相違を生ずることはやむを得ないところといわなければならない。

第二は、このたびの予算準備における増額の全部が、必ずしもそのまま現行の実行単価の上に積み上げられるものではないという点である。このことは、すでに述べたように、昭和三十一年十月の実行単価が、同じ年度の予算準備を相当上まわっており、したがって、今後の定期昇給についてその円滑なる実施の必要を考慮に入れるだけでも明らかである。

第三は、特別手当の問題である。郵政においては三公社と同様予算を超える増取のある場合には、その一部が業績手当として支給される建前となっている。事実、別添資料二により示されている業績の向上に基き、昭和三十一年度においては、予算に掲げられた二カ月分の特別手当のほかに、約

〇・八カ月分の手当が支給された。しかし、この手当の相当部分は、その支給の経緯にかんがみ、昭和三十一年三月の調停案第一項(「郵政事業はその性質上、専ら職員の労働活動に依存するものである」とあり、その給与は、労働の質及び量から見て、必ずしも適正なものとは認め難いので、適当な時期にこれを改善の措置を講ずること。に基因するいわゆる第一項確定分とみられる性格を有するものである。したがって、本規定が実施された場合には、新給与に繰り込まれたものとして本年度よりは当然に解消せらるべきものである。

三、賃金の水準が如何にあるべきかについての紛争に対して、予算準備についての増額を指示して実行単価についての金額を明示しないのは、裁定として十分ではない。しかし、郵政の給与は毎年国会の議決を経た給与総額をもつてその限度が定められており、実行単価は事業の特殊性に応じてある程度

まで弾力的に定められている。したがって、よるべきものも確実な根拠は予算準備以外には求め難く、実行単価については、この増額の範囲内で事業の実情に即した決定にゆだねるのが、かえって実行上給与の均衡を得るものと考えた。ただ、予算準備と実行単価との相違は、事業の公共事業としての性格並びに郵政経理の本質からみて、本来大きく開くべきものではない。したがって、将来については両者の相違が合理的に縮小されるよう制度上また実行上関係当局において留意する必要がある。

四、最低保障給の問題については、十分に論議が尽くされていないので特に採り上げなかつたのであるが、将来の論議で注意を促したいのは、賃金体系との関係である。郵政においては、昭和三十一年四月職務の内容と責任を重視した新賃金体系に移行し、組合もまたそれに協力している。制度としてもより完全なものとはいえないであ

ろが、将来においてもこの体系のもつ長所は、これを伸ばすべきである。新しい要求がこれを妨げる要因にならぬよう慎重に考慮することを要する。これは最低保障の要求にも配分の要求にも共通して希望されることである。

五、本規定は、以上のごとき諸般の事情を考慮して到達された結論である。したがって、この裁定に基き給与増額の実際の措置については、当局はその公共的責任の立場において十分の配慮を必要とするし、組合もまた業績の向上に対して協力すべきである。

昭和三十三年四月六日
公共企業体等労働委員会
全通信従業員組合の要求に係る昭和三十三年一月以降の新賃金に関する紛争仲裁委員会
委員長 藤林 敬三
委員 峯村 光郎
委員 中山 伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 総一

業 務 職 員 全 数 (規模1,000人以上)	事務職員		事務職員		事務職員		事務職員		事務職員	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和二十八年	九四三	(一九六)	二五〇	(一九〇)	二七九	(一九九)	三三三	(二六四)	三三三	(二二八)
昭和二十九年	一〇六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)
昭和三十年	一〇六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)
昭和三十一年	一〇六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)
昭和三十二年	一〇六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)	二六六	(一九六)

資料二

郵政業務の業績向上の概要

郵便業務の増加傾向をみると、別表一のとおり、郵便引受物数昭和二十八年(四十一万)を一〇〇とする、昭和三十一年(四十一万)は一三三となつてゐる。これに對し、予算定員においてはわずかに一〇・一七にすぎない。郵便事業がほとんど人力のみによつて運営されてゐるといふことも過言でないほど業務を機械化する余地が少いことは、業務費のうち人件費が約七五%、恩給、共済の分を含めれば、およそ八〇%を占めてゐることからみても、推測に難くはないであらう。また、業務収入の面からみても、別表二のように昭和三十一年度決算見込額は昭和二十八年度決算に比し一〇・八億円の増収となつてゐる。しかし、このような高水準の業績は、つぎの事情よりしても、今後強固に継続するものと考へられる。すなわち別表三の示すように、国民一人当り郵便引受物数の推移をみると、戦後累年増加しており、昭和三十年においては五二通に達しているが、戦前昭和十年の一人当り郵便物数は六九通強であつたのである。

別表一

年度別郵便業務量及び予算定員

区 分	昭和二十八年	昭和二十九年	昭和三十年	昭和三十一年
内外郵便引受物数(四月から十一月まで)	二五、四六六、四四三	二五、七六〇、一〇〇	二七、八五五、八四一	二九、五七〇、一三三
指 数	100	101	113	118
予算定員	七、三六七	七、三三五	七、三三三	七、四九九
指 数	100.0	九九.九	一〇〇.六	一〇一.七

別表二

昭和二十八年以降業務収入決算比較

科目別	二八年度	二九年度	三〇年度	三一年度見込	二八年度決算と三一年度決算見込との差額
業務収入	三六、六五五、五八八	三九、四三三、〇八六	四二、七五三、七九三	四八、三三三、三三三	一一、六七八、七四五
	四、一〇五	四、一〇五	四、一〇五	四、一〇五	四、一〇五

(註) 業務収入欄中の()内の数字は各前年度との差額及び前年度を一〇〇とした指数である。

別表三

国民一人当り郵便利用件数調 (郵政統計年報による)

昭和・年	内外普通郵便引受物数	同上指数	小引受物数	同上指数
一〇	六九・二三	一〇〇	〇・九九	一〇〇
一一	三三・六五	四八・六一	〇・四二	四二・四二
一二	二八・九七	四一・八五	〇・三七	三七・三七
一三	二九・〇五	四一・九六	〇・三八	三八・三八
一四	三四・四九	四九・八二	〇・三七	三七・三七
一五	四〇・〇八	五七・八九	〇・三九	三九・三九
一六	四四・〇四	六三・六一	〇・五〇	五〇・五一
一七	四三・三一	六二・五六	〇・五三	五三・五四
一八	四七・一二	六八・〇六	〇・六一	六一・六二
一九	四九・三六	七一・三〇	〇・六五	六五・六六
二〇	五一・九三	七五・〇一	〇・七一	七一・七二

事由

一 昭和三十三年二月五日全通信従業員組合は、昭和三十三年一月以降の新賃金に關する要求書を郵政省に對し提出し、団体交渉を重ねたが、郵政省はこれを拒否したので調停段階に入り、三月九日公共企業体等労働委員会は、調停案（第四号）を提示した。これに對し、全通信従業員組合は調停案の実施を条件に受諾したが、郵政省は受諾し難い旨を回答し、三月十五日郵政省の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は四月六日仲裁裁定（第六号）を行つた。

二 右裁定第一項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。

よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該當するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件（全国特定局従業員組合關係）

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により国会の議決を求める。

昭和三十三年四月六日

仲裁裁定第七号

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

裁定第七号

關係当事者

東京都港区青山南町四ノ三
全国特定局従業員組合
中央執行 中村 勉
委員長

東京都港区麻布飯倉六ノ一

郵政大臣 平井 太郎

昭和三十三年三月十一日付全特定第五十九号により、全国特定局従業員組合中央執行委員長中村勉より調停申請があり、同年三月十九日公共企業体等労働委員会は、公共企業体等労働関係法第三十三条第四号の規定に基き、仲裁を行う必要があると決議した「特定郵便局職員の給与ベース改定に關する紛争」につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

主文

一、昭和三十三年四月以降の基準内賃金（職員俸給、扶養手当、勤務地手当）は、昭和三十三年度基準内予算単価について千二百円（職員俸給において約千四百円）を増額した金額の範囲内で、労使協議の上決定実施すること。

二、右協議にあつては、現行平均賃金すなわち実行単価の水準が実現されるに至つた経緯並びに事業經營の将来の見通し等各般の事情を十分に考慮すること。

三、本裁定の実施にあたり、兩当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理由

特定郵便局職員約十四万名のうち、全国特定局従業員組合（以下全特定という）に所属するものはおよそ二万名であり、残りのほとんどが全通信従業員組合（以下全通という）に所属している。今次、全特定の要求に係る紛争は、特定郵便局職

員の給与改訂に關してであるが、これは問題の性質上、全通に所屬する特定郵便局職員の場合と特に異なる取扱いをなす理由がなく、且つ、全通に對してはすでに特定郵便局職員を含む全職員について、別添のとおり仲裁裁定第六号が提示されたのと相俟つて、本件についても同一の裁定を下したものである。

昭和三十三年四月六日

公共企業体等労働委員会

全国特定局従業員組合の要求に係る特定郵便局職員の給与ベース改訂に關する紛争仲裁委員会

委員長 藤林 敬三
委員 峯村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 総一

昭和三十三年四月六日

仲裁裁定第六号

仲裁裁定書（写）

公共企業体等労働委員会

裁定第六号

裁定

關係当事者

申請人 東京都港区麻布飯倉六ノ一三

郵政大臣 平井 太郎

相手方 東京都新宿区信濃町三

全通信従業員組合

中央執行 野上 元

委員長

昭和三十三年三月十五日付郵人管第五十一号により、申請人から申請のあつた「全通信従業員組合の要求に係る昭和三十三年一月以降の新賃金に關する紛争」につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

主文

一、昭和三十三年四月以降の基準内賃金（職員俸給、扶養手当、勤務地手当）は、昭和三十三年度基準内予算単価について千二百円（職員俸給において約千四百円）を増額した金額の範囲内で、労使協議の上決定実施すること。

二、右協議にあつては、現行平均賃金すなわち実行単価の水準が実現されるに至つた経緯並びに事業經營の将来の見通し等各般の事情を十分に考慮すること。

三、最低賃金の要求については、その趣旨は了解されるところであるが、特にここで裁定することの必要は認められない。

四、本裁定の実施にあたり、兩当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理由

一、基準内賃金の予算単価において一、二〇〇円を加えることとしたのは、昭和二十九年一月を起点とする上昇率において、一般公務員及び民間の場合との均衡を考慮したことによるものである。すなわち昭和三十三年度における給与改訂後の単価は、一般公務員について一九、一三〇円となり、昭和二十九年一月の人事院勧告に基く予算単価に比し二五・五％となるのに対し、郵政の本裁定実施後の単価は、一八、六七二円となり、昭和二十九年一月の、仲裁裁定による予算単価に比し二三・六％とやや低くなる。

民間賃金についてみれば、毎月勤労統計全産業規模統計において、昭和二十九年一月には一五、一六〇円であるのに対し、昭和三十三年度には推定一八、五七二円、上昇率は二二・五％となる。（なお別添資料一参照）

また、郵政業務の最近の業種向上という事実も、実質的に右の措置を支持する根拠となるであろう。（別添資料二参照）

二、問題は予算単価ではなくて実行単価にある。郵政における実行単価は、昭和三十一年十月において一七、一五〇円と予算単価を五一〇円上まわつてゐる。したがつて、いま予算単価の上にとさらに一、二〇〇円を積み上げることは、一般公務員との格差をさらに増大するものとの非難があろう。しかし、これについては次の三つの点を考えなければならない。

第一は、郵政の給与についての制度的根本問題である。郵政職員につき適用される「国の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」第三条には、給与について二つの原則が示されてゐる。すなわち「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が發揮した能力が考慮されるものでなければならない。」また「職員の給与は、国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されてゐる。第一の原則を給与水準そのものにまで適用することは、第二の原則がある以上問題ではあるが、

ても過言でないほど業務を機械化する余地が少いことは、業務費のうち人件費が約七五%、恩給、共済の分を含めれば、およそ八〇%を占めていることからみても、推測に難くはないであろう。また、業務収入の面からみても、別表二のように昭和三十一年度決算見込額は昭和二十八年年度決算に比し一〇八億円の増収となつてゐる。しかし、このような高水準の業績は、つぎの事情よりしても、今後強含みに継続するものと考えられる。すなわち別表三の示すように、国民一人当り郵便引受物数の推移をみると、戦後累年増加しており、昭和三十年においては五二通に達しているが、戦前昭和十年の一人当り郵便物数は六九通強であつたのである。

別表一 年度別郵便業務量及び予算定員

区 分	昭和二十八年	昭和二十九年	昭和三十年	昭和三十一年
内外国郵便引受物数(四月から十一月まで)	二二五,四六六,四三三	二五七,七〇七,一〇〇	二七八,五八八,九四一	二九五,四七二,三三三
指 数	100%	112%	123%	133%
予算定員	七,三六七人	七,五五五人	七,二二三人	七,四九九人
指 数	100%	103%	98%	102%

別表二

昭和二十八年以降業務収入決算比較

科目別	二八年度	二九年度	三〇年度	三一年度見込
業務収入	三六,六五五,五八八,八三三 円	三九,四三三,〇八六,九六三 円	四二,七五〇,二七五,七六五 円	四七,五〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
郵便業務収入	三六,六五五,五八八,八三三 円	三九,四三三,〇八六,九六三 円	四二,七五〇,二七五,七六五 円	四七,五〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
切手収入	一八,九五三,三七七,四八八 円	二二,三三九,八五五,九三三 円	二四,〇三二,六六七,九五六 円	二五,三三三,〇〇〇,〇〇〇 円
郵便収入	一八,九五三,三七七,四八八 円	二二,三三九,八五五,九三三 円	二四,〇三二,六六七,九五六 円	二五,三三三,〇〇〇,〇〇〇 円
葉書類代	八〇,三三三,二七九,四八八 円	八二,五五五,四四四,九六八 円	八五,四四四,九六八 円	八八,二二二,二二二,二二二 円

一 昭和三十一年二月四日全国特定局従業員組合は、特定郵便局職員の給与ベース改訂に関する要求書を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、郵政省はこれを拒否

したので、全国特定局従業員組合は、三月十一日公共企業体等労働委員会に対し調停申請を行い、三月十九日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が四月六日仲裁裁定(第七号)を行つた。

二 右裁定第一項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

○平井國務大臣 ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件、三件について、その提案理由を御説明申し上げます。まず、全通信従業員組合の裁定について申し上げます。

(註) 業務収入欄中の()内の数字は各前年度との差額及び前年度を一〇〇とした指数である。

別表三

国民一人当り郵便利用件数調 (郵政統計年報による)

昭和・年	内外国普通郵便引受物数	同上指数	小引受物数	同上指数
一〇	六九,二二三	一〇〇	〇,九九	一〇〇
一一	三三,三六五	四八,六一	〇,四二	四二,四二
一二	二八,九七	四一,八五	〇,三七	三七,三七
一三	二九,〇五	四一,九六	〇,三八	三八,三八
一四	三四,四九	四九,八二	〇,三七	三七,三七
一五	四〇,〇八	五七,八九	〇,三九	三九,三九
一六	四四,〇四	六三,六一	〇,五〇	五〇,五一
一七	四三,三一	六二,五六	〇,五三	五三,五四
一八	四七,一一	六八,〇六	〇,六一	六一,六一
一九	四九,三六	七一,三〇	〇,六五	六五,六六
二〇	五一,九三	七五,〇一	〇,七一	七一,七二

三月九日公共企業体等労働委員会は調停案第四号を提示いたしました。これに対し、全通信従業員組合は調停案の実施を条件に受諾いたしました。郵政省は受諾したい旨を回答し、三月十五日郵政省の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は、四月六日仲裁裁定第六号を下したのであります。

右裁定第一項を実施いたしますことは、現況においては予算上不可能であり、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められ、本件を国会に提出し、御審議を願う次第であります。

なお、政府といたしましては、本裁定を実施する建前のもとに所要の財源措置についての具体策を鋭意検討中であり、何とぞ慎重に御審議の上、国会の御意思の表明を願いたいと存する次第でございます。

次に、全国特定局従業員組合の裁定について申し上げます。

本年二月四日全国特定局従業員組合は、特定郵便局職員の給与ベース改訂に関する要求書を郵政省に対し提出いたしました。両当事者間で数回の団体交渉が行われましたが、郵政省はこれを拒否いたしましたので、全国特定局従業員組合は三月十一日公共企業体等労働委員会に対し調停申請を行い、三月十九日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、四月六日仲裁裁定第七号を下したのであります。

右裁定第一項を実施いたしますことは、現況においては予算上不可能であり、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められ、本件を国会に提出し、御審議を願う次第であります。

何とぞ慎重に御審議の上、国会の御意思の表明を願いたいと存する次第でございます。

御審議を願う次第であります。なお、政府といたしましては、本裁定を実施する建前のもとに所要の財源措置についての具体策を鋭意検討中であり、何とぞ慎重に御審議の上、国会の御意思の表明を願いたいと存する次第でございます。

次に、全国電気通信労働組合の裁定について申し上げます。

昭和三十一年十二月二十一日全国電気通信労働組合は、昭和三十一年一月以降の新賃金に関する要求書を日本電信電話公社に提出いたしました。両当事者間で数回の団体交渉が重ねられましたが、日本電信電話公社はこれを拒否いたしましたので、調停段階に入り、三月九日公共企業体等労働委員会は調停案第三号を提示いたしました。これに対し、全国電気通信労働組合は直ちに受諾したい旨の回答を行い、また、日本電信電話公社は、受諾したい旨の回答を行うと同時に、公共企業体等労働委員会に仲裁申請書を提出し、同委員会は、四月六日仲裁裁定第五号を下したのであります。

右裁定第一項を実施いたしますことは、現況においては予算上不可能であり、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められ、本件を国会に提出し、御審議を願う次第であります。

なお、政府といたしましては、本裁定を実施する建前のもとに、所要の財源措置についての具体策を鋭意検討中であり、何とぞ慎重に御審議の上、国会の御意思の表明を願いたいと存する次第でございます。

○藤本委員長 次に議決第七号、第八号及び第十号について足立大蔵政務次官。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（全専売労働組合関係）

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により国会の議決を求める。

昭和三十一年四月六日
仲裁裁定第八号
公共企業体等労働委員会
裁定
申請人 東京都港区赤坂葵町二番地の一 日本専売公社
相手方 総裁 入間野武雄
東京都品川区大井立
会町五六五
全専売労働組合
中央執行 委員長 佐藤新次郎
委員 長

昭和三十一年三月十五日付職々第一、六六二号により申請人から申請のあった「昭和三十一年新賃金、給与制度の改正及び給与の不合理並びに頭打ちを是正に関する紛争につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

主 文
一、昭和三十一年四月以降の基準内賃金（給料、扶養手当、勤務地手当）は、昭和三十一年度基準内予算単価について千二百円（給料に於いて約千二百円）を増額した金額

の範囲内で、労使協議の上決定実施すること。
二、右協議にあつた場合は、現行平均賃金すなわち実行単価の水準が実現されるに至つた経緯並びに公社経営の将来の見通し等各級の事情を十分に考慮すること。
三、給与制度改正についての公社原案は、その内容全般にわたるいはだ十分な検討を尽くしたものととは考えられない。したがつてこれが実現のためには、すみやかに労使の協議を通じてその解決を図ること。
四、現行給与の不合理並びに頭打ちは正に正しては、三の措置と同時に解決すること。
五、最低賃金の要求については、その趣旨は了解されることもあるが、特にここで裁定することの必要は認められない。
六、本裁定の実施にあたり、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理由
一、主文第一項について
基準内賃金の予算単価に一人平均一、二〇〇円を増額することとしたのは、昭和二十九年一月を起点とする上昇率において、公務員及び民間の場合との均衡を考慮したことによるものである。すなわち昭和三十一年度における給与改訂後の基準内賃金の予算単価は、公務員については一九、二三〇円となり、昭和二十九年一月の、人事院勧告に基づく予算単価に比べて一五・五％となる。他方、公社

の本裁定実施後の基準内賃金の予算単価は一八、四四五円となり、昭和二十九年一月の、仲裁裁定による予算単価に比べて一三・九％とやや低くなる。
民間賃金についてみれば、毎月勤労統計全産業規模計において、昭和二十九年一月には、一五、一六〇円であるのに対し、昭和三十一年度には推定一八、五七一円、上昇率は二二・五％となる。
公社の昭和三十一年度における給与改訂を公務員のそれと同率に引き上げるとすれば、昭和三十一年度基準内賃金の予算単価に、五九二円を加算することを要する。昭和二十八年度補正予算においては公務員と公社現業庁の職員間の給与の均衡は一応保持されているとすると、右の金額だけ引き上げ得ることになるが、他面、学歴、勤続年数及び性別などの諸要素を重視する立場からは、従来、しばしば専売公社の賃金は、その他の賃金に比べてこれを上まるといわれてきている。すなわち、昭和二十八年度補正予算は必ずしも均衡を保っているものとはいえない。この議論は、公社職員の賃金は職務の内容と責任に必ずすべきであるとする給与原則（日本専売公社法第二十一条第一項）及び男女同一賃金の建前（労働基準法第四条）からすれば、必ずしも全面的に首肯しうるものではない。しかしながら本委員会としてはかかる議論の存する事実、他の公社現業庁の賃金との対比等諸般の事情を考慮して今回の

措置により公務員との格差を縮減し、あわせて他の公社現業庁職員との均衡なきを企図した。

二、主文第二項について

(1) 問題は予算単価ではなくて実行単価にある。公社における実行単価は、昭和三十一年十月において、一七、四九〇円であり、予算単価を相手に上まわつてい

る。したがつていま予算単価の上にさらに一、二〇〇円を積み上げることは、公務員との格差をさらに増大するものとの非難がある。しかしこれについては次の三つの点を考えなければならぬ。

第一は、給与についての制度的根本問題についてである。すなわち日本専売公社法第二十一条は、「公社の職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならぬ」と、また「公社の職員の給与は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定している。第一の原則を給与水準そのものにまで適用することは、第二の原則がある以上問題ではあるが、公社の給与の支給が給与総額の範囲内でなされている以上、その範囲内で行われた定期昇給などの結果、給与水準について公務員の場合と若干の相違を生ずることは、やむを得ないところといわなければならない。

第二は、このたびの予算単価における増額の全部が、必ずしもそのまま現行の実行単価の上に積み上げられるものではないという点である。このことはすでに述べたように、昭和三十一年十月の実行単価が、同じ年度の予算単価を相当上まわつており、したがつて、今後の定期昇給について、その円滑なる実施の必要を考慮に入れるだけでも明らかであろう。

第三は、特別手当の問題である。専売公社には他の公社と同じく業績賞与の制度がある。昭和三十一年度においては、予算に計上された二カ月分の特別手当のほかに、〇・八カ月分の手当が支給された。しかしこの手当の相当部分はその支給の経緯にかんがみ昭和三十一年三月の調停案第一項（公社職員の賃金は、その業務の実態より見て、必ずしも、適正なものとは認め難いので、適当の時期にこれが改善の措置を講ずること。）に基因するいわゆる第一項確定分と見られる性格を有するものである。したがつて、本裁定が実施された場合には、かくのごとき性格の特別手当は、新給与に織り込まれたものとして本年度よりは当然に解消せらるべきものである。

(2) 賃金水準が如何にあるべきかについての紛争に対して、予算単価についての増額を指示して実行単価についての金額を明示しないのは、裁定として十分ではない。しかし、公社の給与は毎年国会の議決を経た給与総額をもつてその限度が定められており、実行単価は企業の特長性に依拠してある程度まで弾力的に定められている。したがつてよるべきもつとも確実な根拠は予算単価以外には求め難く、実行単価については、この増額の範囲内で公社の実情に即した決定にゆだねるのがかえつて実質上給与の均衡を得るものと考えた。ただ、予算単価と実行単価との相違は、公社の公共事業としての性格並びに公社経理の本質からみて、本来大きく開くべきものではない。したがつて、将来については両者の相違が合理的に縮小されるよう制度上また実行上関係当局において留意する必要がある。

(3) 本裁定は、以上のごとき諸般の事情を考慮して到達された結論である。したがつてこの裁定に基く給与増額の実際の措置については、公社はその公共的責任の立場において十分の配慮を必要とするし、組合もまた業績の向上に対して協力すべきである。この点は給与決定の機構を中心として、公社のあり方そのものが問題となりつつある現情勢にかんがみ特に両当事者の慎重な考慮を希望する。

三、主文第三項について

専売公社の現行給与制度が必ずしも適正なものとは認め難いことは、すでに昭和三十一年三月の調停案にも指摘されているとおりである。したがつて公社が給与制度の改正を企図するゆえにも理解に

難くないが、給与制度の改正には数多の重要問題が伏在し、これが解決は容易ではない。給与制度改正に関する公社原案について検討するに、諸般の関連問題について十分検討したものは認め難い。しかも公社原案についてはその内容にわたつて組合との協議もなされていないことよりしてここで本委員会が直ちに断定を下すよりも、まず労使協議してその解決を図ることが、妥当と考えられる。しかも新賃金の実施とも関連する問題であるから、すみやかに労使協議の上その解決を期すべきである。

四、主文第四項について

一般の職員の賃金と比べて著しく不均衡な賃金を受けている者については、その是正措置を講ずべきであることは、すでに昭和三十一年三月の調停案においても指摘されたところである。またいわゆる頭打ちとは、職群ごとの最高号俸と昇給速度との関係から当然に生ずるものである。そこで不合理並びに頭打ち是正の問題は、給与制度とも不可分の関係にあるので、給与制度の改正と同時に解決することが適当である。

給与制度の改正及び給与の不合理並びに頭打ち是正の実施のためには、相当の源資を要するものと思われるが、主文第一項に示した一、二〇〇円のうちにはそのための源資も含まれている。このことは一で述べた公社と比較された国家公務員の昭和三十一年度の基準内給与の予算単価が、給与制度改

正に伴う源資をも含めたものであり、かつ、他の公社においても給与制度の改正が実施済であることにも即応するものである。次の割合は労使協議によつて設定されるべき新給与制度によるべきであるが、取りあへず暫定的な割合を労使の話し合いによつて定めておくことが適当であろう。

五、主文第五項について

最低賃金の問題については、十分に論議が尽くされていないし、また、今回の給与改訂措置の結果を推定すれば、要求と実態との差異はすでにそれほど大きくないから、特にここで問題とする必要は認められない。

昭和三十一年四月六日

公共企業体等労働委員会

昭和三十一年新賃金、給与制度の改正及び給与の不合理並びに頭打ち是正に関する紛争仲裁委員会

委員長 藤林 敬三
委員 峯村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 総一

事由

一 昭和三十一年十二月二十日全専売労働組合は、日本専売公社に昭和三十一年新賃金に関する要求を提出し、また、同日日本専売公社は、全専売労働組合に給与制度の改正案を提出し、それぞれについて団体交渉を重ねた。このほか、公共企業体等中央調停委員会の昭和三十一年三月三日付「日本専売公社職員に対する昭和三十年十月以降の賃金改訂に関する調停

案」に基き、給与の不合理の是正について日本専売公社と全専売労働組合との間において団体交渉が重ねられた。しかしながら、これらの事実については、いずれも当事者双方の意見の合致がえられず、調停段階に入り、昭和三十三年三月九日公共企業体等労働委員会は、調停案(第五号)を提示した。これに対し、全専売労働組合は調停案の実施を条件に受諾したが、日本専売公社は受諾し難い旨を回答し、三月十五日日本専売公社の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は四月六日仲裁裁定(第八号)を行った。

二 右裁定第一項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。

よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により国会の議決を求める。

昭和三十三年四月六日

仲裁裁定第九号

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会
裁定
関係当事者

申請人 東京都新宿区市ヶ谷
本村町一五番地

大蔵省印刷局
局長 大槻 義公
相手方 東京都北区西ヶ原三丁目五九番地
全印刷局労働組合
中央執行 木村 末吉
委員長 木村 末吉

昭和三十三年三月十五日付印刷第六四七号の二により申請人から申請のあつた「全印刷局労働組合の要求に係る昭和三十三年四月以降の新賃金に関する紛争」につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

主文

一、昭和三十三年四月以降の職員俸給は、職員俸給の予算単価に一、〇四五円を加えることとしたのは、昭和三十三年を起点とする上昇率において、一般職の国家公務員との均衡を考慮したものである。すなわち、昭和三十三年度における公務員の給与改訂後の予算単価一六、〇〇〇円は、昭和三十三年度予算単価に比し、一六・二%となるが、印刷局職員の本裁定実施後の予算単価一五、二四〇円は、昭和三十三年度予算単価に比し、一六・五%で、ほぼ同率の引上げとなる。昭和三十三年度を基準にとつたものは、昭和二十八年九月二十九日の仲裁裁定による昭和二十八年年度補正予算の水準が、同じ昭和二十八年年度補正予算における公務員の給与水準を下まわつたため、昭和三十三年度予算において、その不合理が是正されたので、この時点をとるのが、合理的と考えたからである。また実行単価の推移においても、右の不合理が完全に是正された昭和三十三年七月と昭和三十三年四月、すなわち、公務員の給与が改訂され、印刷局職員についても本裁定が実施された後とを比較すると、公務員にあつては、一五・九%、印刷局職員にあつては一一・七、二%の上昇率を示し、やや上まわることになるがその開きは僅少である。

二、本裁定の実施に当り両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理由

一、職員俸給の予算単価に一、〇四五円を加えることとしたのは、昭和三十三年を起点とする上昇率において、一般職の国家公務員との均衡を考慮したものである。すなわち、昭和三十三年度における公務員の給与改訂後の予算単価一六、〇〇〇円は、昭和三十三年度予算単価に比し、一六・二%となるが、印刷局職員の本裁定実施後の予算単価一五、二四〇円は、昭和三十三年度予算単価に比し、一六・五%で、ほぼ同率の引上げとなる。昭和三十三年度を基準にとつたものは、昭和二十八年九月二十九日の仲裁裁定による昭和二十八年年度補正

算の水準が、同じ昭和二十八年年度補正予算における公務員の給与水準を下まわつたため、昭和三十三年度予算において、その不合理が是正されたので、この時点をとるのが、合理的と考えたからである。また実行単価の推移においても、右の不合理が完全に是正された昭和三十三年七月と昭和三十三年四月、すなわち、公務員の給与が改訂され、印刷局職員についても本裁定が実施された後とを比較すると、公務員にあつては、一五・九%、印刷局職員にあつては一一・七、二%の上昇率を示し、やや上まわることになるがその開きは僅少である。

二、印刷局職員の給与は「国の運営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」第三条の規定の趣旨により国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならないのであり、かつ、昭和三十三年度予算総則において、従来あつた業績手当の制度を廃して、公務員なみの奨励手当(公務員の場合は勤勉手当)及び期末手当を計上した経緯もある。このため、公務員の昭和三十三年四月以降給与改訂に即応して、印刷局職員の給与も改善の措置をとることが妥当であると考える。

三、賃金の水準がいかにあるべきかについての紛争に対して、予算単価についての増額を指示して、実行単価についての金額を明示しないのは、裁定として十分ではない。しかし、印刷局職員の給与は、毎年国会の議決を経た給与総額をもつてその限度が定められており、職員俸給の実行単価は当該企業の特許性に依りて、ある程度まで弾力的に定められている。したがつて、よるべきもつとも確実な根拠は予算単価以外には求め難く、実行単価については、この増額の範囲内で、印刷局の実情に即した決定にゆだねるのが、むしろ適当であると考へた。ただ、予算単価と実行単価とは印刷局の経理の本質から見て、本来、大きく開くべきものではない。したがつて将来について、両者の相違が合理的に縮小されるよう関係当局において留意する必要がある。

昭和三十三年四月六日
公共企業体等労働委員会
全印刷局労働組合の要求に係る昭和三十三年四月以降の新賃金に関する紛争仲裁委員会
委員長 藤林 敬三
委員 峯村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 総一

事 由
昭和三十一年十二月十八日全印刷局労働組合は、昭和三十三年四月以降の賃金改訂に関する要求書を印刷局に対し提出し、団体交渉を重ねたが、印刷局はこれを拒否したので調停段階に入り、昭和三十三年三月十一日公共企業体等労働委員会は、調停案(第六号)を提示した。これに対し、全印刷局労働組合は調停案の実施を条件に受諾したが、印刷局は受諾し難い旨を回答し、三月十五日印刷局の申請により公共企業体等労働委員会

の仲裁手続に移行し、同委員会は四月六日仲裁裁定(第九号)を行った。

二 右裁定第一項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。

よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により国会の議決を求める。

昭和三十三年四月六日

仲裁裁定第十一号

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会
裁定
関係当事者

申請人 大阪市北区新川崎町
一番地
大蔵省造幣局
局長 脇阪 実
相手方 大阪市北区新川崎町
一番地
全造幣労働組合
中央執行 大森 忠晴
委員長 大森 忠晴

昭和三十三年三月十六日付造幣第三号により申請人から申請のあつた「全造幣労働組合の要求に係る昭和三十三年四月一日以降の新賃金に関する紛争」につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

主 文

一、昭和三十三年四月以降の職員俸給は、職員俸給の予算単価に一人平均千二百円を増額した金額の範囲内で両当事者協議の上決定実施すること。

二、最低賃金の要求については、その趣旨は了解されるところもあるが、特にここで裁定することの必要は認められない。

三、本裁定の実施に当り両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は其の解決について協力を惜しまない。

理 由

一、職員俸給の予算単価に一、〇二〇円を加えることとしたのは、昭和三十一年度を起点とする上昇率において一般職の国家公務員との均衡を考慮したものである。

すなわち、昭和三十一年度における公務員の給与改訂後の予算単価一六、〇〇〇円及び造幣局職員の本裁定実施後の予算単価一五、六四〇円は、昭和三十一年度の予算単価に比し、いずれも一一・六二％の上昇率を示し、同事の引上げとなる。昭和三十一年度を基準にとつたのは、昭和二十八年十月二十七日の仲裁裁定による昭和二十八年年度補正予算の水準が、同じ昭和二十八年年度補正予算における公務員の給与水準を定めたため、昭和三十一年度予算において、その不合理が是正されたので、その時点をとるのが合理的と考えたからである。もつとも、学歴、勤続年数、年令等の諸要素を重視する立場から、従来、造幣局

職員の給与は公務員より低いといわれているが、この問題は、更に職務の内容と責任の観点からも検討を要するところであるし、造幣局の人員構成が極めて特異の状況にある事実と切り離せないと考えるので、いまだちに結論を下すことは困難である。また、実行単価の推移においても、右の不合理が完全に是正された昭和三十一年七月と、昭和三十三年四月、すなわち、公務員の給与が改訂され、造幣局職員についても本裁定が実施された後とを比較すると、公務員にあつては一・五・九％造幣局職員にあつては一・六・五％の上昇率を示し、その開きは僅少である。

二、なお、造幣局職員の給与は、「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」第三条の規定の趣旨により、国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならないのであり、かつ、昭和三十一年度予算算総則において、従来あつた業績手当の制度を廃して、公務員なみの奨励手当（公務員の場合は勤勉手当）及び期末手当を計上した経緯もあるもので、公務員の昭和三十三年四月以降給与改訂に即応して、造幣局職員の給与も改善の措置をとることが妥当であると考えられる。

三、最低賃金の問題については、十分に協議が尽くされていないし、また、今回の給与改訂措置の結果を推定すれば、要求と実際の差は著しきもので大きくないから、特にここで問題とする必要は認められない。

四、賃金水準が如何にあるべきかについての紛争に対し、予算単価についての増額を指示して、実行単価についての金額を明示しないのは、裁定として十分ではない。しかし、造幣局職員の給与は毎年国会の議決を経た給与総額をもつて、その限度が定められており、職員俸給の実行単価は当該企業の特許性に依りてある程度まで弾力的に定められている。したがつて、よるべきもつとも確実な根拠は予算単価以外には求め難く、実行単価については、この増額の範囲内で造幣局の実情に即した決定にゆだねるのが、むしろ適当であると考えた。ただ、予算単価と実行単価とは造幣局の経理の本質から見て、本来大きく開くべきものではない。したがつて、将来についての両者の相違が合理的に縮小されるよう制度上また実行上関係当局において留意する必要がある。

昭和三十三年四月六日
公共企業体等労働委員会
全造幣労働組合の要求に係る昭和三十三年四月一日以降の新賃金に関する紛争仲裁委員会

委員長 藤林 敬三
委員 峯村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 総一

事 由
一 昭和三十三年二月二日全造幣労働組合は、昭和三十三年四月一日

以降の新賃金に関する要求書を造幣局に対し提出し、団体交渉を重ねたが、造幣局はこれを拒否したので調停段階に入り、三月十一日公共企業体等労働委員会は、調停案（第八号）を提示した。これに対し、全造幣労働組合は調停案を直ちに受諾し難い旨を、又造幣局は受諾し難い旨を回答し、三月十六日造幣局の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は四月六日仲裁裁定（第十一号）を行つた。

二 右裁定第一項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。

よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

○足立政府委員 だいたい議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件のうち全専売労働組合関係、同じく全印刷局労働組合関係、同じく全造幣労働組合関係の三件につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

最初に全専売労働組合関係につきまして申し上げます。

昭和三十一年十二月二十日全専売労働組合は、昭和三十一年新賃金に関する要求を日本専売公社に対し提出し、また、同日日本専売公社は、全専売労働組合に給与制度の改正案を提出し、それぞれについて団体交渉を重ねました。このほか、公共企業体等中央調停委員会の昭和三十一年三月三日付「日本専売公社職員に対する昭和三十一年十

月以降の賃金改訂に関する調停案」に基き、給与の不合理は是正について両当事者の間で団体交渉が重ねられました。しかしながら、これらの事実については、いずれも当事者双方の意見の合致が得られず、調停段階に入り、本年三月九日、公共企業体等労働委員会は、調停案を提示いたしました。これに対しては、全専売労働組合は、調停案の実施を条件に受諾いたしました。が、日本専売公社は、受諾しがたい旨を回答し、三月十五日日本専売公社の申請により、公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は、四月六日裁定を行つたのであります。

右裁定の第一項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められ、従つてこの裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると思われ、同条第二項の規定により本件を国会に提出し、御審議を願う次第であります。

なお、政府といたしましては、裁定を実施する趣旨のもとに所要の財源措置についての具体案を鋭意検討中であり、また、全印刷局労働組合関係につきまして御説明申し上げます。

昭和三十一年十二月十八日全印刷局労働組合は、昭和三十一年四月以降の賃金改訂に関する要求書を印刷局に対して提出し、両当事者間で団体交渉を重ねましたが、妥結に至らず調停段階に入り、昭和三十三年三月十一日公共企業体等労働委員会は、調停案第六号を提示いたしました。

これに対し全印刷局労働組合は、印刷局が調停案を受諾して予算措置を講ずることを条件として受諾いたしました

たが、印刷局は、算定の基礎が明らかでなく、法律に規定されている給与の原則との関係が具体的に示されていない等の理由により受審しがたい旨を回答し、三月十五日印刷局の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は、昭和三十三年四月六日仲裁裁定第九号を下したのであります。

右裁定第一項を実施することは、現況においては予算上不可能と認められ、従つて、この裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと思われ、同条第二項の規定により本件を国会に提出し、御審議を願う次第であります。

なお、政府といたしましては、裁定を実施する建前のもとに、所要の財源措置についての具体案を鋭意検討中であり、

最後に、全造幣労働組合関係につきまして、その提案の理由を御説明申し上げ、

昭和三十三年二月二日全造幣労働組合は、同年四月以降の賃金改訂に関する要求を造幣局に対し提出し、両当事者間で団体交渉を重ねましたが妥結に至らず、調停段階に入り、三月十一日公共企業体等労働委員会は、調停案を提示いたしました。これに対しては、造幣局は受審しがたい旨を、全造幣労働組合は直ちに受審しがたい旨を回答し、三月十六日造幣局の申請により、公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は、四月六日裁定を下したのであります。

この裁定を実施することは、現況においては予算上不可能と認められ、従つて、この裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められますので、同条第二項の規定により本件を国会に提出し、御審議を願う次第であります。

なお、政府といたしましては、裁定を実施する建前のもとに、所要の財源措置についての具体案を鋭意検討中であり、

以上公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件、全造幣労働組合関係、同じく全印刷局労働組合関係、同じく全造幣労働組合関係の三件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げ、

たが、何とぞ御審議の上、国会の御意思を表明願いたいと存する次第でございます。

○藤本委員長 次に議決第十一号について、八木縣林務次官。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係）

公共企業体等労働委員会の別紙仲裁裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

昭和三十三年四月六日
仲裁裁定第十二号

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第十二号

裁定

関係当事者

申請人 東京都千代田区霞ヶ

関二の一

林野庁

長官 石谷 憲男

相手方 東京都千代田区霞ヶ

関二の一

全林野労働組合

中央執行 郷司 義清

委員長

昭和三十三年三月十六日付三三林

野第三四五号により申請人から申

請のあつた「全林野労働組合の要求

に係る一九五七年一月以降の賃金改

訂に関する紛争」につき、本委員会

は、左のとおり裁定する。

主 文

一、昭和三十三年四月以降の定員内職員の職員俸給は、職員俸給の予算単価に、一人平均千二百円を増額した金額の範囲内で、両当事者協議の上決定実施すること。

二、昭和三十三年四月以降の常勤作業員の俸給は、俸給の予算単価に、一人平均一割を増額した金額の範囲内で、両当事者協議の上決定実施すること。

三、昭和三十三年四月以降の日給制及び出来高給制作業員の賃金は、前項に準じて措置すること。

四、前各項による決定及び実施にあつては、前各項による給与の増額の総額の範囲内において、各職員及び作業員の実態に応じ、相互間に均衡を失しないよう調整するものとする。

五、最低賃金の要求については、その趣旨は了解されるところもあるが、特にここで裁定することの必要は認められない。

六、昭和三十三年一月から同年三月までの賃金に關しては、改めて両当事者においてこれが措置について協議すること。

七、本裁定の実施に當り両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理 由

一、主文第一項について

定員内職員の職員俸給予算単価に、一、二〇〇円を加えることとしたのは、昭和二十九年一月を起点とする上昇率において、一般職の国家公務員との均衡を考慮したものである。すなわち、昭和三十三年度における公務員の給与改訂後の予算単価一六、〇〇〇円は、昭和二十九年一月、人事院勧告に基づく昭和二十八年年度補正後の予算単価に比し一五・九％となるが、国有林野職員の場合もまた本裁定実施後の予算単価一五、六〇〇円は、昭和二十九年一月、仲裁裁定に基づく昭和二十八年年度補正後の予算単価に比し、同率の引上げとなる。また、実行単価の推移においても昭和二十九年一月を起点として、昭和三十三年四月について、公務員の給与改訂後と国有林野職員の本裁定実施後を推定すると、その上昇率は公務員にあつては一二・五七％、国有林野職員にあつては一二・六六％でその開きは僅少である。

なお、国有林野職員の給与は「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」第三条の規定の趣旨により、国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならないのであり、かつ、昭和三十三年度予算算総則において、

従来あつた業績手当の制度を廃して、公務員なみの奨励手当（公務員の場合勤勉手当）及び期末手当を計上した経緯もあるので、公務員の昭和三十三年四月以降給与改訂に即応して国有林野職員の給与も改善の措置をとることは、けだし当然といわなければならない。

二、主文第二項について

常勤作業員の俸給予算単価の推移について昭和二十八年年度補正後を起点として昭和三十三年度をみると、その上昇率は一〇・四五％で、これを定員内職員の昭和二十八年年度補正後の本裁定実施後の上昇率一二・五九％と比較すると両者の間に二・一四％の開きが生ずる。本来常勤作業員は適用法規並びに予算関係上は、定員内職員と区分されて取扱われているが、その勤務の実態においては、その間に明確に区分をたてることが困難なところがあり、職制自体についても検討の余地があるが、給与については定員内職員の同等に処遇されて然るべき理由がある。しかしながら、沿革的に従来から或る程度区分した取扱いが行われていた事実はこのを全く無視するわけにもゆかないであらう。よつて、本委員会は、定員内職員の給与引上率その他各般の事情を総合考慮して一割程度の引上げが妥当と認めた。

三、主文第三項について

日給制及び出来高給制作業員の賃金は、次によつて措置することが適当と答えた。

イ、勤務の実態が事実上年間継続し、概ね月給制職員と同様の状

態にあるものの賃金は、昭和二十九年十二月より昭和三十一年十二月の間、僅かに五%程度の上昇にとどまつてゐる実情である。これらの職員は、勤務の実態が概ね常勤作業員と同様の状況にあるものと認められるので、主文第二項の理由として述べたと同様の趣旨により、これと同等の引上げを行うことを妥当と認めた。

口、右に該当しないものの賃金は、概ね昭和二十九年一月以降すえ置き状況となつており、定期昇給制度も適用されてないもので、P・W（一般職種別賃金）の推移その他の事情を考慮して、この際、右との均衡をとり、また地方別、職種別の実情に適した改善の措置を講ずることが適当と考へる。

四、主文第四項について

国有林野の職制は、相当複雑であるとともに、その適用区分においても前述したように、定員内職員とはほぼ同様な勤務の実態にあるものに常勤作業員があり、また常用作業員と同様な勤務の実態にあるものが定期作業員及び月雇作業員の雇用区分のうちに含まれてゐる実情である。このような現状を前提として、今回の給与改訂の裁定を行わざるを得なかつたため、この裁定の実施にあつては、必要に応じ、主文第一項乃至第三項により増加すべき給与の総額の範囲内で、相互に権衡をとつて前述の如き実状に即し調整実施するよう裁定したのである。なお、これは、

今回やむを得ずつた方法であるから、将来の問題としては、両当事者協力して職制及びその適用区分を合理化し、これに適合した給与体系の確立に努力することが望ましい。

五、主文第五項について

最低賃金の問題については、十分に論議が尽されてないし、また、今回の給与改訂措置の結果を推定すれば、要求と実際との差異はすでにそれほど大きくないから、特にここで問題とする必要は認められない。

昭和三十三年四月六日

公共企業体等労働委員会

全林野労働組合の要求に係る一九五七年一月以降の賃金改訂に関する紛争仲裁委員会

委員長 藤林 敬三
委員 岸村 光郎
委員 中山伊知郎
委員 阪田 泰二
委員 富樫 総一

事由

一 昭和三十三年二月二十三日全林野労働組合は、昭和三十三年一月以降の賃金増額の要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、林野庁はこれを拒否したので調停段階に入り、三月十五日公共企業体等労働委員会は、調停案（第九号）を提示した。これに対し、全林野労働組合は調停案の実施を条件に受諾したが、林野庁は受諾し難い旨を回答し、三月十六日林野庁の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行

し、同委員会は四月六日仲裁裁定（第十二号）を行つた。

二 右裁定第一項、第二項及び第三項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。

よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

○八木政府委員 ただいま議題となりました林野庁関係について御説明申し上げます。

昭和三十三年四月六日に、公共企業体等労働委員会が、公共企業体等労働関係法の適用を受ける林野庁の職員の昭和三十三年一月以降の賃金改訂に関する紛争について行いました仲裁裁定第十二号を国会に上程いたし、御審議願う次第につきまして以下御説明申し上げます。

昭和三十三年二月二十三日全林野労働組合は、一月以降の賃金改訂に関する要求書を林野庁当局に対し提出いたしました。両当事者間におきまして、数次の団体交渉が行われましたが、当局がこれを拒否いたしましたので、全林野労働組合は二月二十八日団体交渉を打ち切る旨を当局に通告し、三月四日公共企業体等労働委員会に対し調停申請をいたしました。同委員会は、三月十五日調停案を提示いたしました。これに対し、全林野労働組合は調停案の実施を条件に受諾いたしました。当局は十六日受諾しがたい旨を回答いたしました。同日当局は同委員会に対して仲裁申請を行つたのであります。よつて、公共企業体等労働委員会は、これが審議を重ねました結果、四月六

日これから御審議をいただきます仲裁裁定を行つたのでございます。

同裁定を実施いたしますことは、現況においては予算上不可能であると考へますので、公共企業体等労働関係法第十六条所定の手続をもちまして、裁定を国会に上程いたし御審議を願う次第でございます。

なお、政府といたしましては裁定を実施する建前のもとに所要の財源措置についての具体策を鋭意検討中であります。

何とぞ慎重御審議の上、国会の御意思の表明をお願いしたいと存ずる次第でございます。

○藤本委員長 以上で説明は終了しました。

暫時休憩いたします。

午後四時五十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十一年四月二十一日印刷

昭和三十一年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局